



**第4編**  
**日本弁理士会の**  
**活動状況**

## 第1章

### 研修の取り組み

#### (1) 研修所の概要

日本弁理士会は、附属機関として「研修所」を設け、弁理士の実務能力の向上、倫理の徹底に努めている。研修所は、現在は、実務修習（弁理士登録前研修）、新人研修、弁理士育成塾、継続研修（弁理士義務研修）、能力担保研修及び知財ビジネスアカデミーの6種類の研修を実施している。各研修についてはそれぞれの掲載箇所で述べる。

研修の回数、受講者数は、平成20(2008)年の実務修習の義務化及び継続研修の開始により、飛躍的に増加した。

#### Column

##### ■研修の歩み

弁理士の研修は、戦前から「工業所有権法研究会」により、たびたび開催されてきた。

昭和34(1959)年に特許法等の工業所有権法が全面的に改正されたことを受け、翌昭和35(1960)年4月に常設の研修実施機関である「工業所有権研修委員会」が設置され、頻繁に研修会が開催されるようになった(現在の研修所の前身)。

昭和53(1978)年10月1日(我が国の特許協力条約(PCT)加盟と同日)、附属機関として「研修所」が設置され、従来の委員会から規模も拡大して研修体制が整備された。

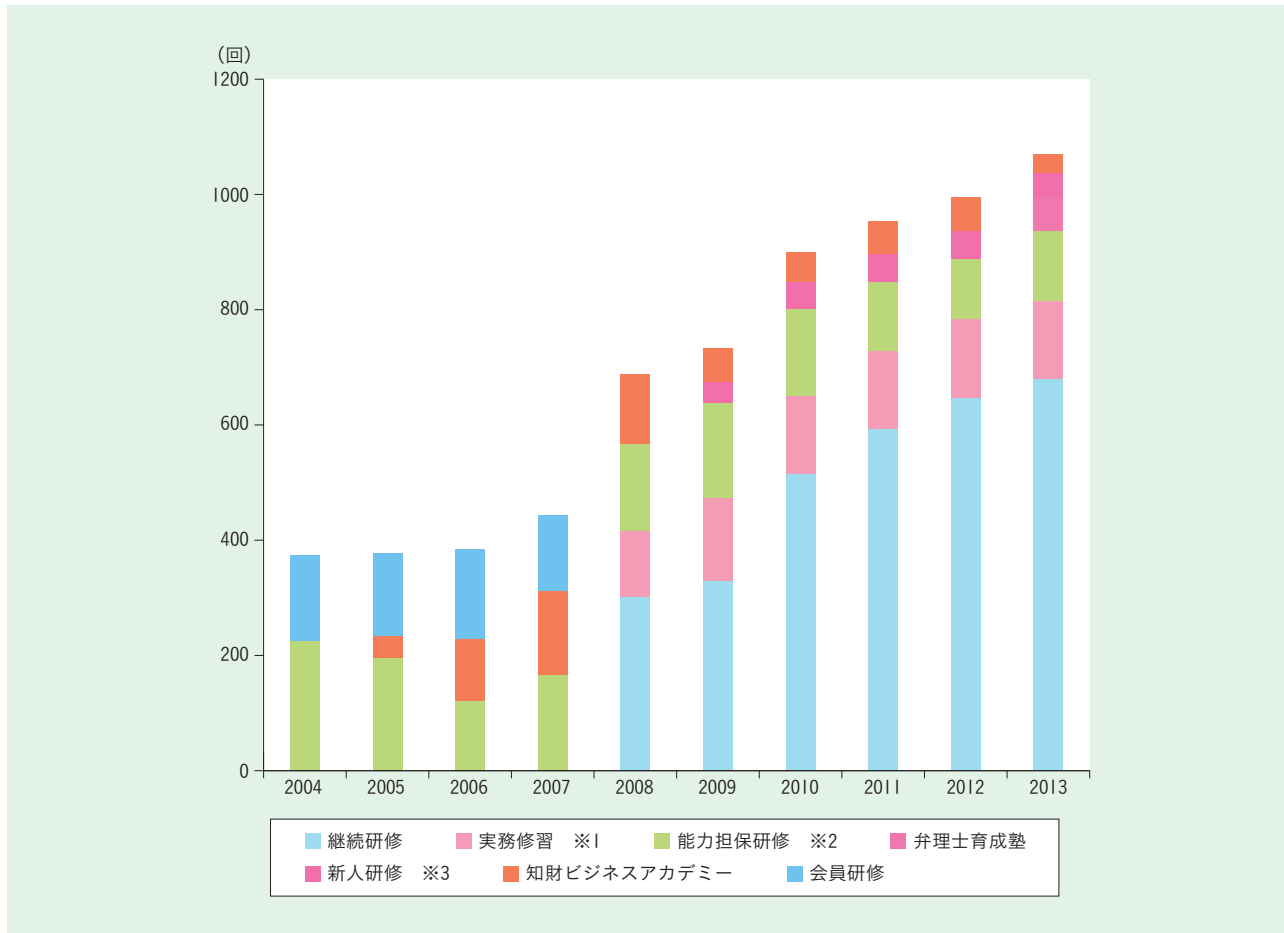
その後、研修の種類は、時代とともに変化し、多岐にわたっている。

## (2) 研修の種類別の実施回数、年間受講者数（延べ人数）の推移

### ① 研修の種類別実施回数の推移

平成 20(2008)年の実務修習の義務化及び継続研修の開始後、集合研修（受講者を会場に集めて行う研修）の実施回数は急増し、平成 25(2013)年度には 1,000 回を超えた。

実務修習及び継続研修の回数が、集合研修全体の実施回数に占める割合は、平成 20(2008)年度で約 60%、平成 25(2013)年度には約 76%に達している。実務修習及び継続研修では、集合研修の他にインターネット回線を使用した e-ラーニング(eL)も実施している。平成 20(2008)年の継続研修の開始前には、弁理士向けの任意の研修として会員研修が実施されていた。



(回)

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
継続研修	—	—	—	—	301	329	514	592	647	679
実務修習 ※1	—	—	—	—	115	143	136	136	136	136
能力担保研修 ※2	225	195	120	165	150	165	150	120	105	120
弁理士育成塾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60
新人研修 ※3	—	—	—	—	—	37	48	48	47	42
知財ビジネスアカデミー	—	39	108	146	122	60	51	57	59	32
会員研修	148	144	156	133	—	—	—	—	—	—

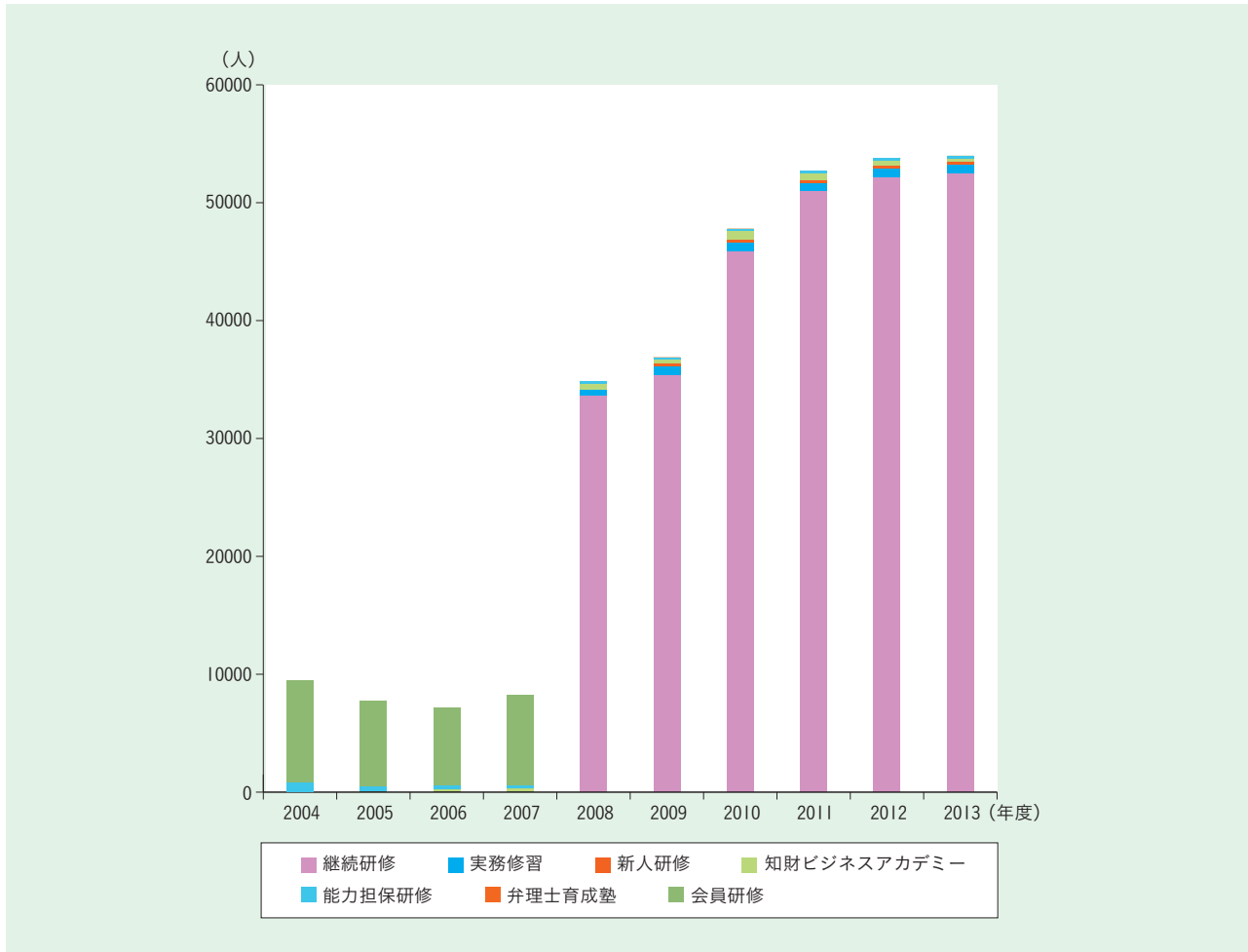
【注】 ※1 集合研修 7 課目×クラス数 + e-ラーニング 24 課目

※2 15 教科×クラス数

※3 集合研修科目数×クラス数 + e-ラーニング科目数

② 研修の種類別の延べ受講者数の推移

研修の延べ受講者数は、継続研修の開始により、平成19(2007)年度の8,185人から、平成20(2008)年度には約4倍の34,863人に増加し、平成25(2013)年度には約54,000人となっている（e-ラーニング受講を含む）。



(人)

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
継続研修					33,570	35,315	45,810	50,936	52,238	52,443
実務修習					560	814	758	723	773	779
新人研修						232	305	223	221	253
知財ビジネスアカデミー ※1		58	235	264	425	264	708	599	459	240
能力担保研修	815	415	275	308	308	238	204	249	194	217
弁理士育成塾										38
会員研修	8,691	7,310	6,673	7,613						
合 計	9,506	7,725	6,948	8,185	34,863	36,863	47,785	52,730	53,885	53,970

【注】 ※1 弁理士以外の受講者は含まず。

### (3) 継続研修（弁理士義務研修）

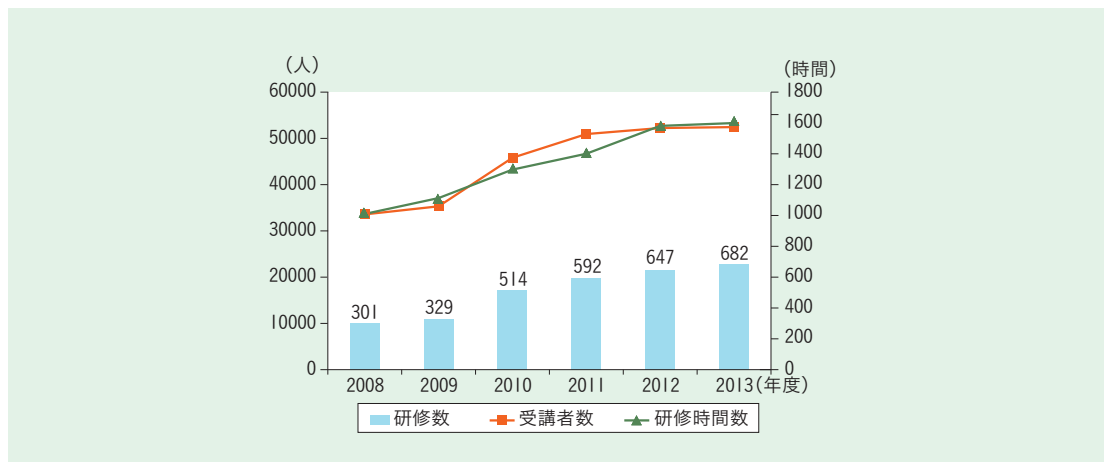
継続研修（弁理士義務研修）は、原則としてすべての弁理士が受講しなければならない法定研修である。弁理士は、弁理士登録している限り、5年を一サイクルとして70時間の研修（倫理研修10時間、業務研修60時間）を受講しなければならない。

これに加えて、工業所有権法の改正時等に日本弁理士会会長が全弁理士に受講を義務付ける必修科目がある。

これらの受講を完了しないときは、弁理士は会長による処分を受ける場合がある（弁理士法第31条の2、会則第49条の2、第57条など）。継続研修は、研修所が実施するもののほか、国際活動センター、中央知的財産研究所などの附属機関や特許委員会などの専門委員会が実施する各種のセミナーが多数含まれている。

また、集合研修の他にインターネット回線を使用したe-ラーニング(eL)も実施しており、平成25(2013)年度にはコンテンツ数は241、受講者数は28,860人に達している。継続研修全体の受講者数は、平成20(2008)年度の制度開始時には33,570人であり、平成25(2013)年度には52,443人となっている。

実施回数・受講者数・研修時間数の推移



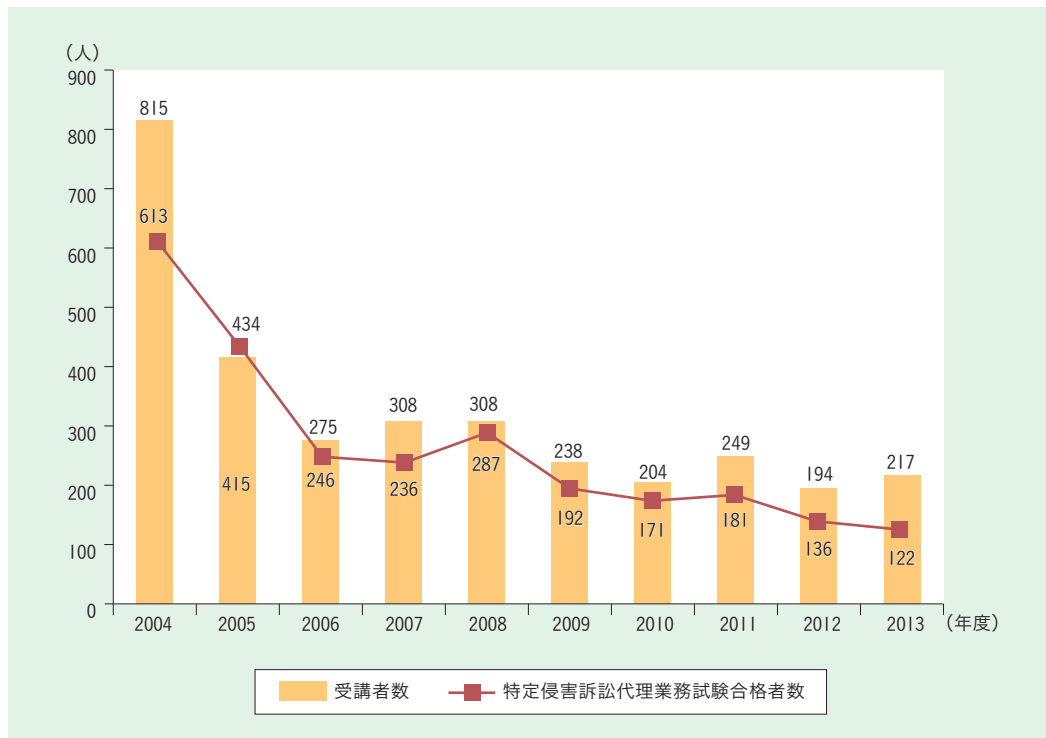
年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
研修数	301	329	514	592	647	682
研修者数	33,570	35,315	45,810	50,936	52,238	52,443
研修時間数	1,010	1,113	1,298	1,401	1,581	1,600

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
集合研修回数	180	191	321	378	398	405
集合研修受講者数	13,704	14,605	17,468	22,248	23,323	22,140
集合研修時間数	670	810	887.5	967.5	1,085.5	989.5
eL コンテンツ数	74	109	159	182	217	241
eL 受講者数	18,582	19,457	26,869	27,229	27,327	28,860
eL 研修時間数	105	158	240	273	335.5	430
倫理研修回数	47	29	34	32	32	36
倫理研修受講者数	1,284	1,253	1,473	1,459	1,588	1,443
倫理研修時間数	235	145	170	160	160	180

#### (4) 特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修

能力担保研修は、弁理士が特定侵害訴訟代理業務試験を受験するために、受講しなければならない研修であり、平成14(2002)年の弁理士法一部改正により導入された。制度導入当初は、既に弁理士であった者が一斉に受講したため、受講者数・合格者数とも多かったが、3年目以降は受講者が200人～300人前後、試験合格者が100人～200人台で推移している。

研修受講者数及び特定侵害訴訟代理業務試験の合格者数の推移



## (5) 実務修習

実務修習は、平成 20(2008)年 10 月以降に、

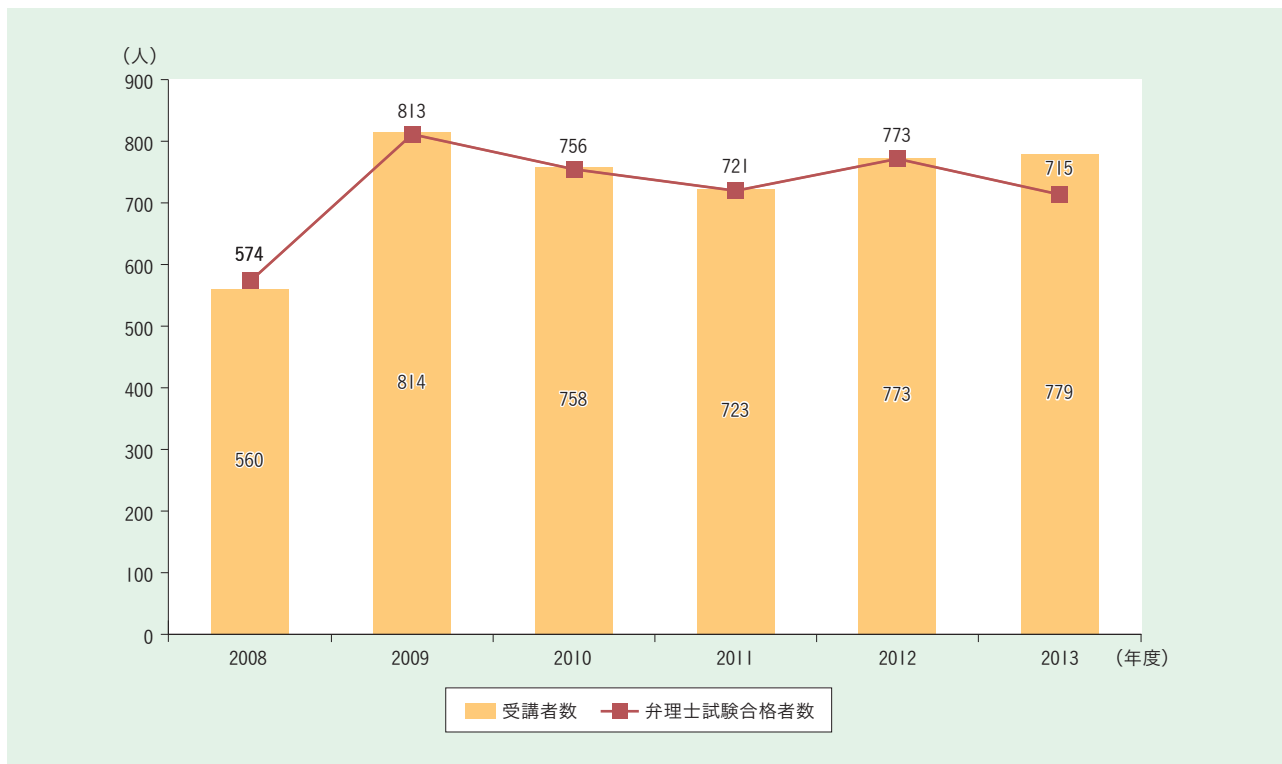
- <1> 弁理士試験に合格した者
- <2> 弁護士となる資格を有する者
- <3> 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して 7 年以上になる者

に該当した者を対象として、弁理士登録前に行われる法定研修である。現在は、日本弁理士会が経済産業大臣の指定修習機関として実施している。

この研修を修了することで弁理士となる資格を得られ、その後、日本弁理士会に登録の申請をして認められることによって弁理士となる。

受講者のほとんどが修習実施年度の弁理士試験合格者であるため、弁理士試験の合格者数と実務修習の受講者数はほぼ同数である。しかし、過去の試験合格者、弁護士や特許庁の審査・審判官経験者の受講も少数ながらいる。平成 25(2013)年度には、試験合格者（715 人）を 64 人上回る 779 人が受講している。

受講者数の推移



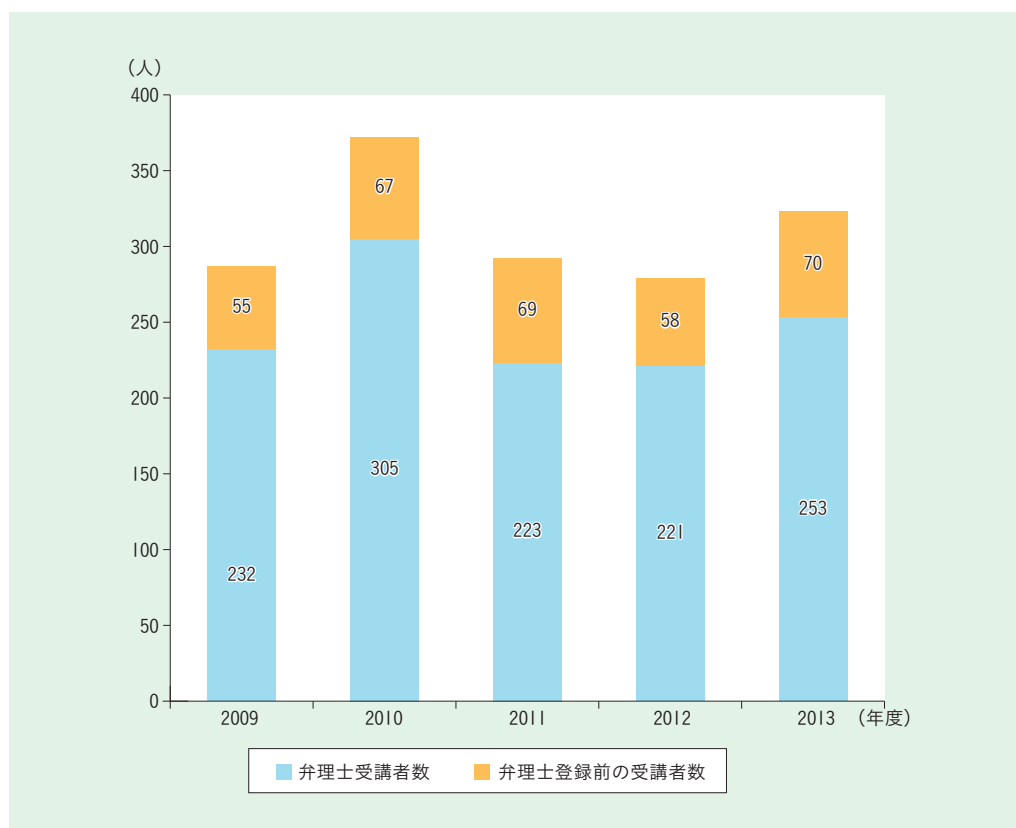
## (6) 新人研修

新人研修は、基本的に実務修習修了者（弁理士登録していなくても可）を対象として実施する、実務修習のフォローアップのための幅広い内容の研修である。また、その内容から比較的実務経験の浅い弁理士の受講も認めている。

実務修習の修了者の多くは、修習修了(前年度の3月)後に弁理士登録を済ませていて、その後の新人研修の実施時期には弁理士となっているためデータ上は弁理士の受講者数が多い。前年度以前に登録した弁理士は少なく、受講年度に弁理士登録を済ませたものが大半である。

受講者数は概ね 300 人前後である。

受講者数の推移



## (7) 弁理士育成塾

弁理士育成塾は、ベテラン弁理士が長年にわたって培ってきた特許明細書作成の優れた技やノウハウを、明細書作成機会の少ない若手弁理士に「寺子屋方式」で 100 時間の指導によって伝承する、少人数制の演習指導型研修である。

平成 25(2013)年度にパイロット事業として開始され、平成 26(2014)年度から本格的に実施されている。もともと少人数を前提とした研修であるところ、平成 26(2014)年度は前年度を上回る 57 人が受講している。



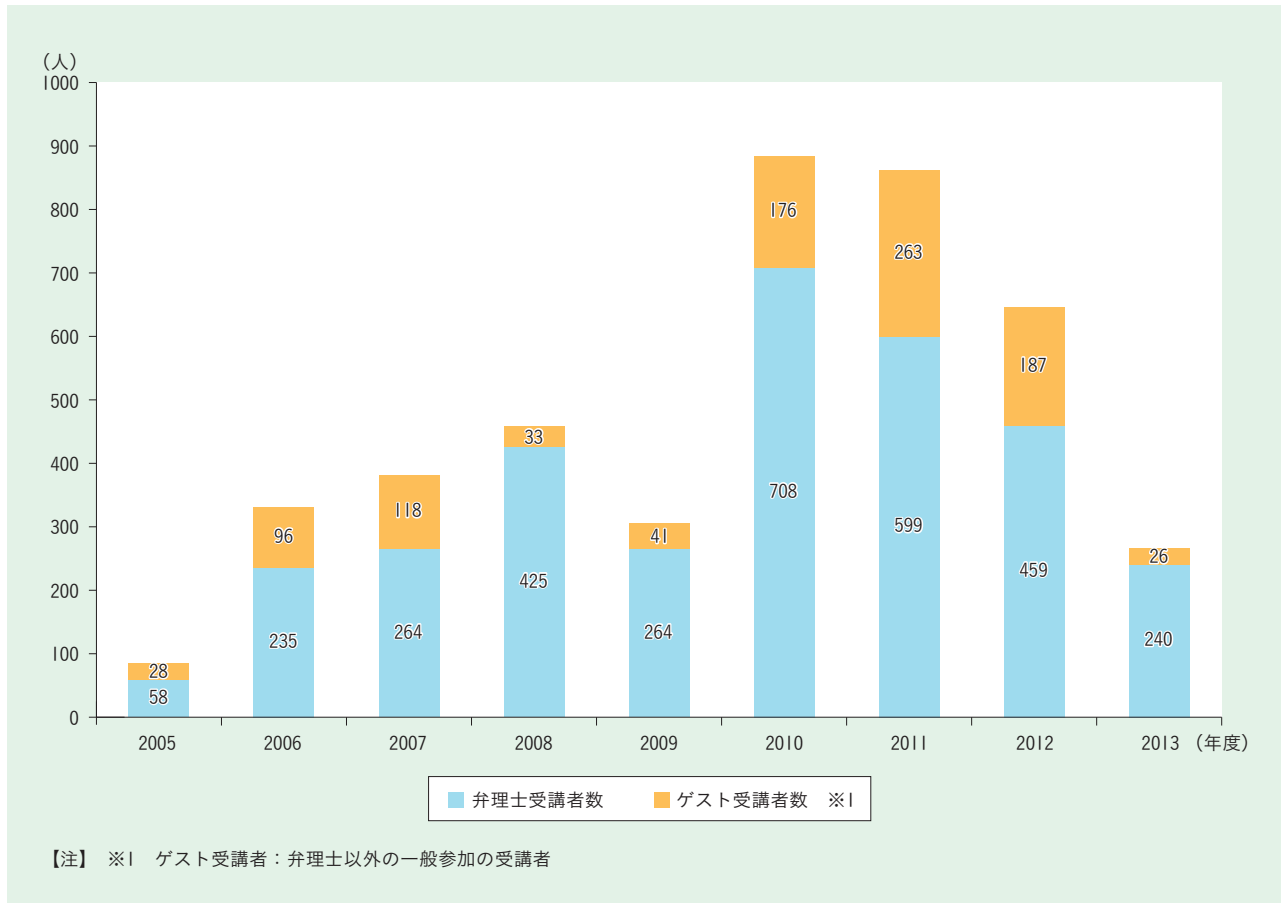
## (8) 知財ビジネスアカデミー

知財ビジネスアカデミーによる研修は、政府の知財人財育成プランや知的財産推進計画における「求められる知財人財」、「求められる弁理士像」等の方向性に合致した人財の育成を目指している。

具体的には、広領域知財人財（経営／事業基礎知識、ビジネス基礎スキル重視）、高度専門知財人財（専門人材、法務知財実務重視）及びこれらを複合した高度専門広領域知財人財である。

なお、年度ごとの受講者数の大きな差は、開講する講座数の多寡によるものである。

受講者数の推移



(9) 各支部で行う研修

各支部主催の集合研修数

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
北海道支部	0	1	3	2	2	3
東北支部	0	2	3	4	3	3
北陸支部	2	4	3	4	4	3
関東支部	10	21	51	57	60	57
東海支部	2	8	7	8	10	10
近畿支部	20	21	30	52	49	68
中国支部	1	5	5	5	5	4
四国支部	0	2	7	8	8	8
九州支部	2	4	3	2	2	3
計	37	68	112	142	143	159
全集合研修数	185	410	463	530	578	763
率	20%	17%	24%	27%	25%	21%

## 第2章

## 社会貢献活動

## (1) 知的財産支援センターの概要

知的財産支援センターは、知的財産マインドの醸成と知的財産インフラ(基盤)の整備を図り、もって知的財産制度の発展に積極的に貢献することを目的として設立された当会の附属機関である。知的財産の支援活動を通じて社会貢献を行っている。主な事業は次のとおりである。

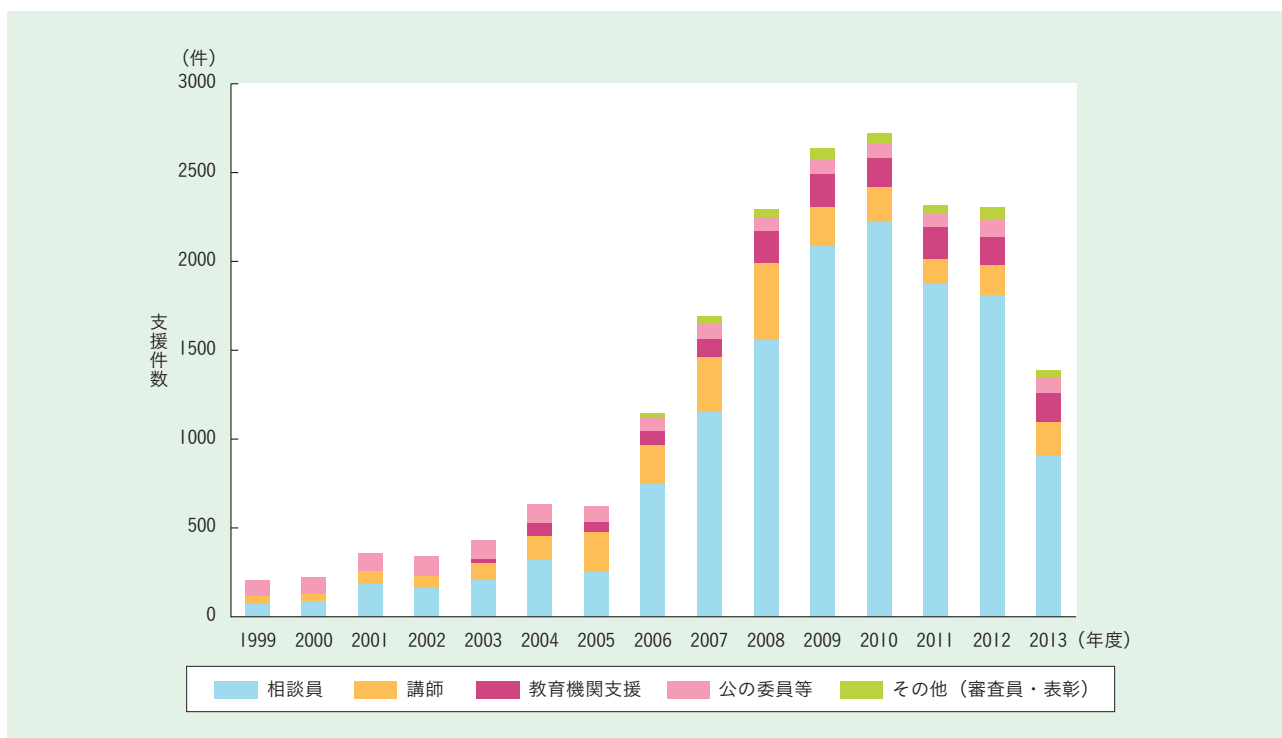
- 知的財産制度の高揚、普及
- 知的創造活動の奨励とその成果の発掘
- 知的財産権の取得と活用の振興
- 知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談
- 知的財産に関する情報の提供

## (2) 支援事業数

次のグラフは、当会又は外部からの依頼により行った相談やセミナー講師等の件数である。

支援事業数は、平成11(1999)年の知的財産支援センター設立から平成17(2005)年度までの6年間は年間500件前後であったが、平成18(2006)年に全国支部化が実現し、支援事業の支部への移管が始まると急激に増加している。平成22(2010)年度には、平成17年度の4倍以上の2,700件を超える支援事業数となっている。

なお、平成25(2013)年度に減少している原因は不明であるが、各地の相談事業が平成23(2011)年度から始まった特許庁の「知財総合相談窓口」に集約していったためかと考えられる。



(3) セミナー等の開催

以下に、知的財産支援センター主催のセミナー等を示す。

2006.10.23	知的財産タウンミーティング in 山形	山形市「山形県高度技術研究開発センター」
2006.11.13	知的財産フォーラム in 富山	富山市「パレプラン高志会館(カルチャーホール)」
2006.11.23	知的財産フェスタ in しまね	島根県松江市「くにびきメッセ」
2006.11.30	鹿児島大学産学官連携情報発信シンポジウム	東京都港区「キャンパスイノベーションセンター」
2007.11.30	風林火山「日本弁理士会 知財支援フォーラム」－ 知恵に力を－	諏訪市文化センター
2007.12.7	模倣品対策セミナー in やまぐち	下関市「海峡メッセ下関」国際会議場
2008.2.1	知的財産マネジメントシンポジウム in 九州 2007	福岡市「エルガーラホール」
2008.9.20	知財セミナー「中小企業の知的財産経営」	大阪商工会議所
2008.10.4	知財セミナー「中小企業の知的財産経営」	弁護士会館「クレオ」
2008.11.21	日中進歩性判断の比較」セミナー	東京都港区「THE GRAND HALL」
2009.3.3	知財フォーラム 2008in 大分	大分市「大分県立芸術文化短期大学」
2009.7.16	知的財産フォーラム in 鳥取	鳥取市「とりぎん文化会館」
2009.11.16	商標フォーラム in 福井	福井市「福井県中小企業産業大学校」
2009.11.27	知財支援フォーラム in 北九州	北九州市「ホテルクラウンパレス小倉」
2010.9.15	ドバイ税関長による記念講演会	東京「全日通霞が関ビル」
2010.10.15	知的財産フォーラム in 新潟	新潟市「万代シルバーホテル」
2010.10.25	知的財産フォーラム in 旭川	旭川市「旭川グランドホテル」
2011.6.4～5	知的財産シンポジウム inTokushima 2011	徳島市「徳島大学」
2011.9.8	知的財産支援フォーラム in 信州	長野市「メルバルク長野」
2012.2.3	知的財産フォーラム in 広島	広島市「メルバルク広島」
2012.2.7	知的財産フォーラム in 石川	金沢市「石川県地場産業振興センター」
2012.2.10	会設大分事務所 開設1周年記念セミナー	大分市「ソフィアホール」
2012.2.28	知的財産フォーラム in 熊本	熊本市「メルバルク熊本」
2012.11.21	知的財産フォーラム in 富山	富山市「富山第一ホテル」
2012.11.30	知的財産フォーラム in 沖縄	那覇市「沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ」
2013.11.13	知的財産フォーラム in 福井	福井市「福井県民ホール」
2013.12.2	知的財産フォーラム in 山形	山形市「ホテルサンルート山形」
2014.9.1	中小企業診断士協会との協定締結記念セミナー	東京「東海大学校友会館」

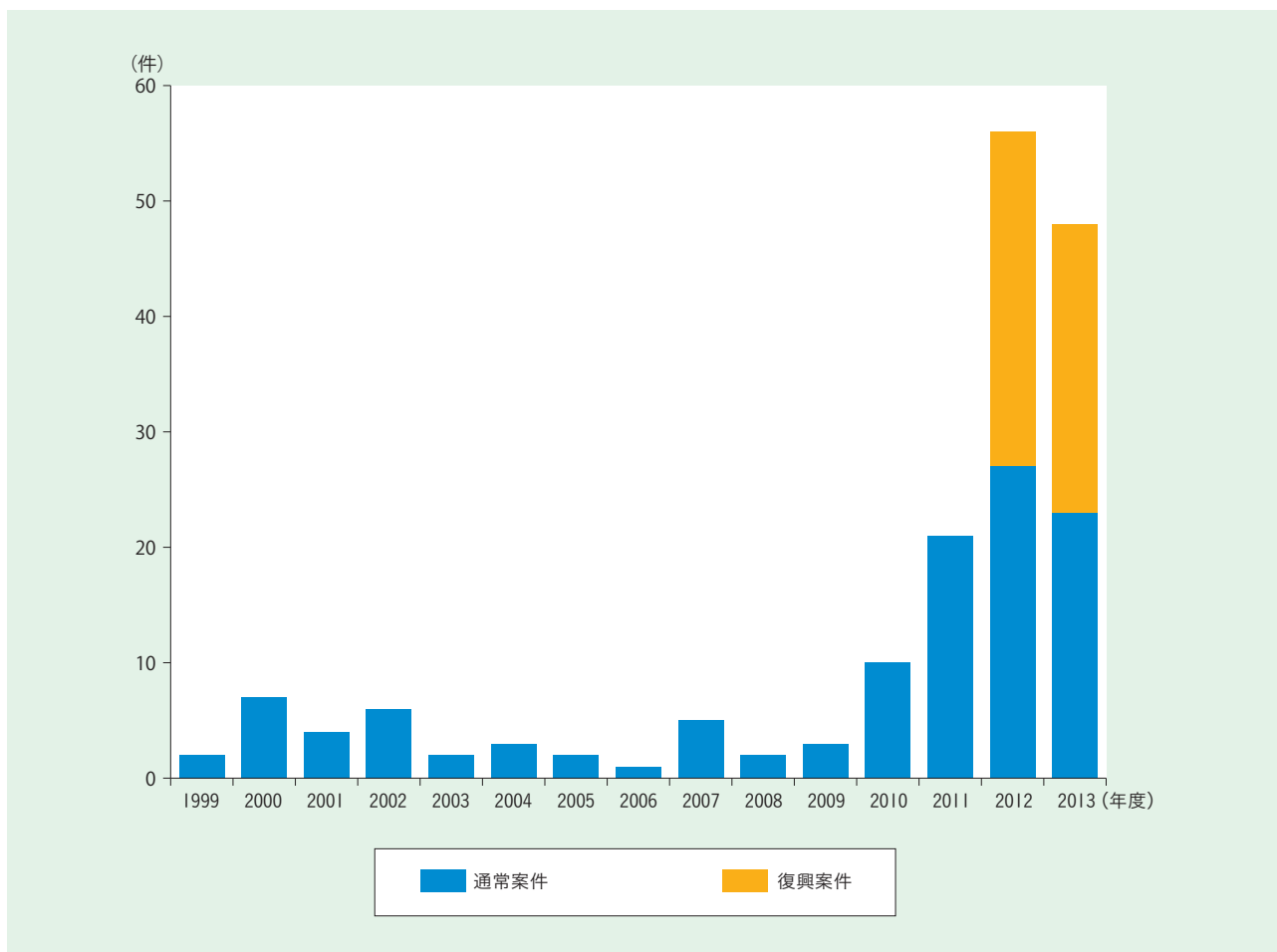
#### (4) 特許出願等援助制度

特許出願等援助制度は、特許出願等の手続費用を確保することが困難な者に対して、当会が出願費用を援助する制度である。

平成 23(2011)年 6 月に、全会員に本制度の PR をしたところ、問い合わせが増加し、援助件数が前年度の倍になった。

また、平成 24(2012)年に特許出願等復興支援制度の運用を開始したところ（会令第 90 号「特許出願等復興支援規則」）、被災地から多くの申請があり、出願等援助制度と復興支援制度を合わせた援助件数が倍増した。

特許出願等援助数の推移



### Column

#### ■特許出願援助制度の始まり

当会の、無資力者に対する扶助制度は、昭和 16(1941)年 8 月の「発明相談部」の開設時からあった。規則は、会令第 4 号「特許事件扶助規則」が昭和 17(1942)年 12 月 14 日の臨時総会で制定されているが、申し込みはなかったようである。

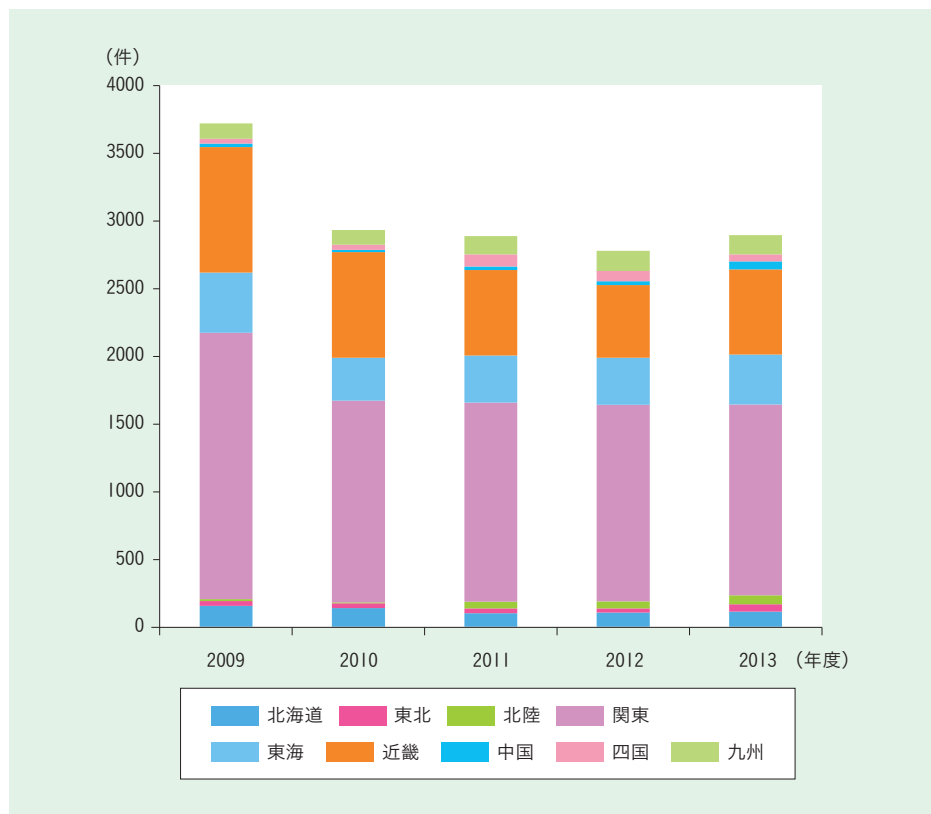
この制度の実効を上げるために手続を整備し(会令第 23 号「特許出願等援助規則」)、平成 12(2000)年 1 月から HP やパンフレット等で PR を行ったところ、年間 40 件前後の申し込みが来るようになった。

### (5) 常設無料特許相談

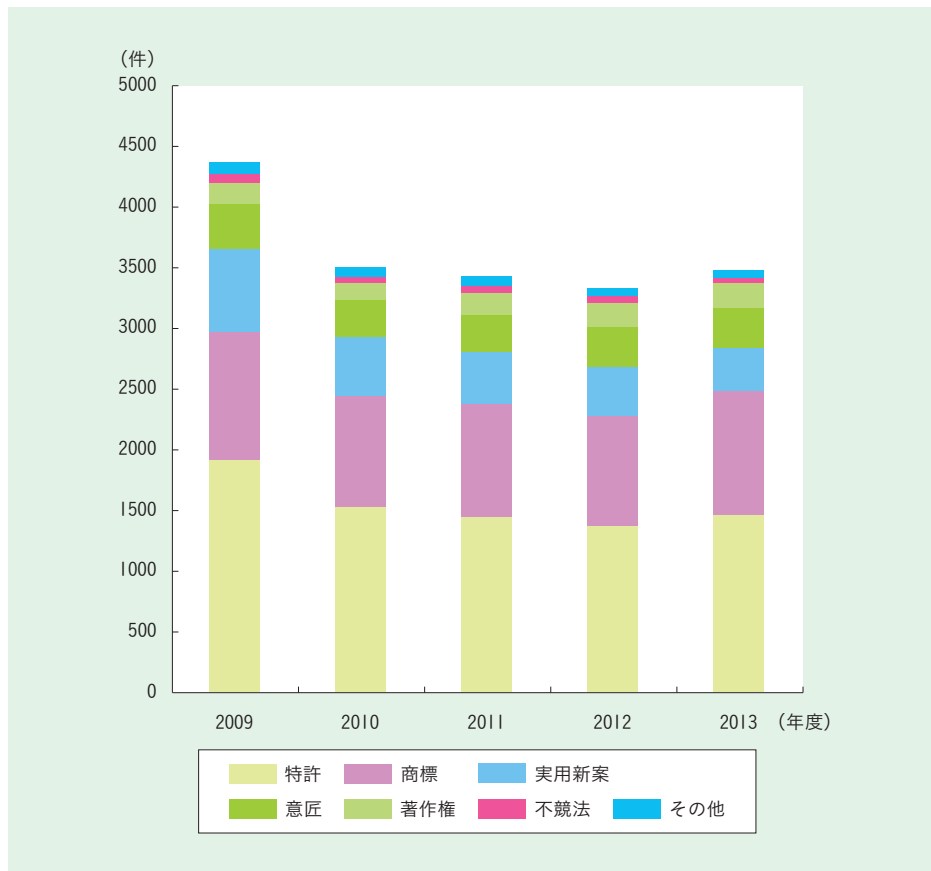
当会では、特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、鑑定、異議申立、訴訟はもちろん、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士が無料で相談に応じている。各地区の状況は次のとおりである。

- 北海道地区は、平成 17(2005)年 6 月 6 日の「北海道分室」開設後に開始。
- 東北地区は、平成 17(2005)年 6 月 17 日の「東北分室」開設後に開始。
- 北陸地区は、平成 17(2005)年 9 月 16 日の「北陸分室」開設後に開始。
- 関東地区は、昭和 37(1962)年の弁理士会館建設後から開始
- 東海地区は、昭和 57(1982)年 3 月に「名古屋分室」開設。同年 6 月 1 日から「無料特許相談会」開始。
- 近畿地区は、昭和 46(1971)年度に「大阪公報閲覧室」(後の近畿支部室)を設置。翌昭和 47 年 1 月 10 日から「無料特許相談」開始。
- 中国地区は、平成 18(2006)年 3 月 24 日の「中国支部室」開設後に開始。
- 四国地区は、平成 18(2006)年 3 月 24 日の「四国支部室」開設後に開始。その後、平成 22(2010)年 4 月 1 日から松山市、四国中央市、八幡浜市にも会場を広げ、翌年からは徳島市と高知市にも会場を設けて、広く四国全県で定期的に開催するようになった。
- 九州地区は、昭和 60(1985)年 5 月に有志が借室して「弁理士会九州特許相談室」を開設。その後、昭和 62(1987)年 5 月の定時総会で「福岡特許相談室」としての借室が承認された。

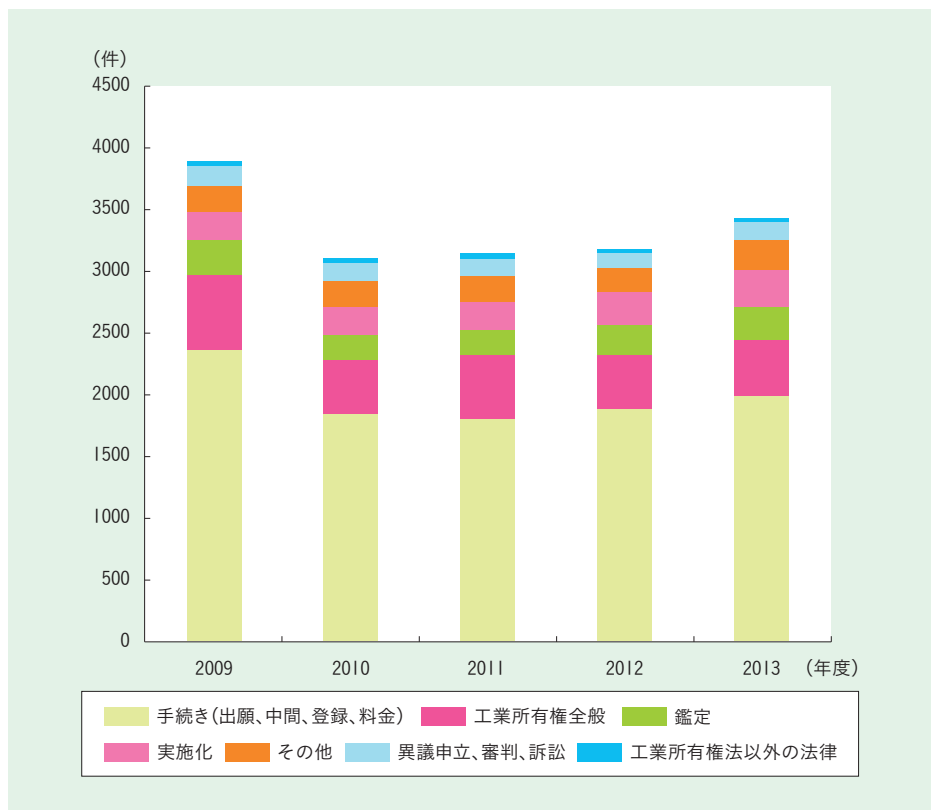
#### ① 支部別相談件数



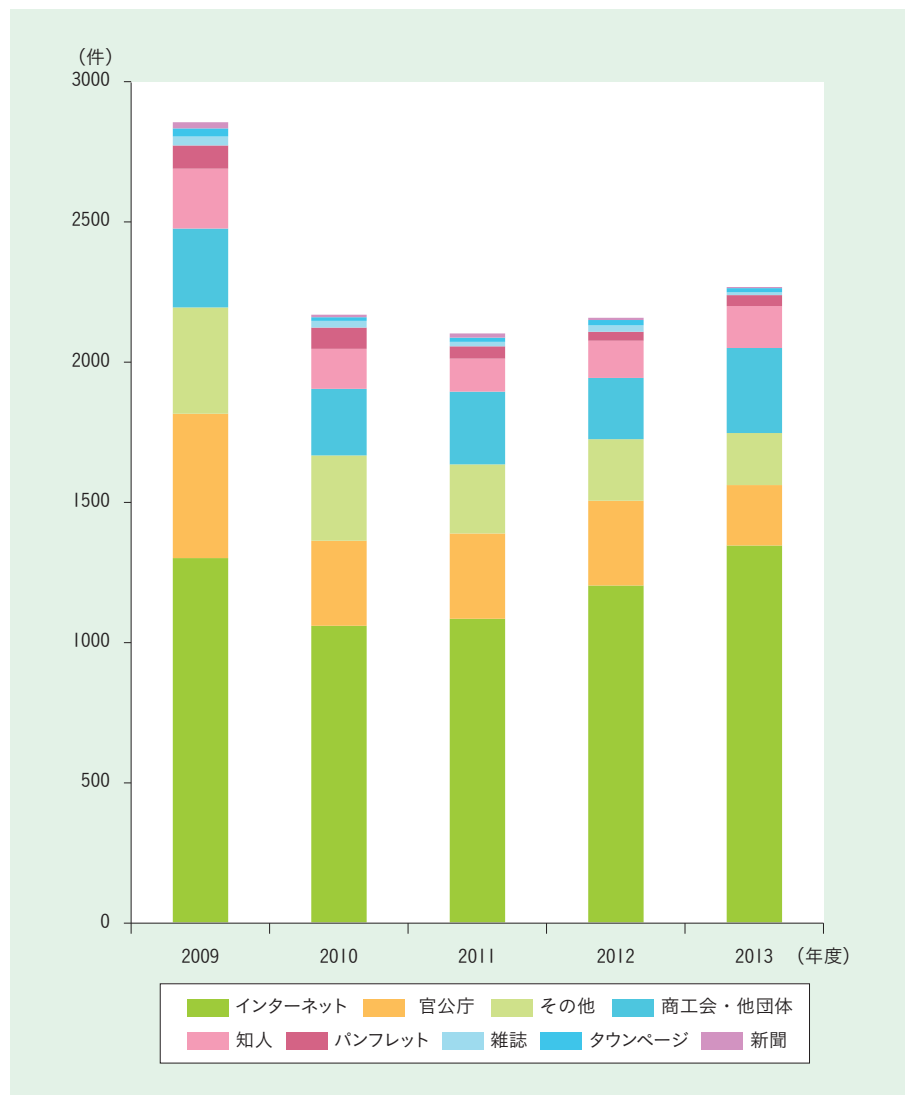
② 相談の法別区分



③ 相談事項別



④ 相談を知った媒体



Column

■常設特許相談の始まり

当会は、昭和 16(1941)年 8 月 1 日に特許局庁舎内の弁理士会事務所に「発明相談部」を開設した。相談日時は、平日の午後 1 時から 4 時であった。〔「特許と商標」昭和 16 年 8・9 月号〕。無資力者への扶助も同時に開始されている(会令第 4 号「特許事件扶助規則」は昭和 17(1942)年 12 月 14 日の臨時総会で承認され翌年 1 月 1 日から施行)。

戦後は、昭和 27(1952)年度定時総会の開催通知に、「昭和 26 年 4 月 1 日以降昭和 27 年 3 月末日までに相談件数 268 件で、このうち受任したるもの 38 件…」とあり、以後毎年同様の報告があることから、この頃から「発明相談」が再開したものと思われる。場所は、上記と同じ場所と思われる(内規第 3 号「特許相談に関する規程」が昭和 31(1956)年に制定されているが、その条文が不明なため確認できず)。

その後、昭和 36(1961)年 2 月 28 日に東京都の新宿区役所にも「弁理士会発明相談室」を開設し、同年 7 月には東京商工会議所でも毎月 1 回「相談会」を開催するようになった(弁理士制度百年史 108 頁)。

翌昭和 37(1962)年 11 月に弁理士会館が竣工したが、当初から 2 階に「発明相談室」が設けられ、自前の会館で毎日相談が行われるようになった。



## (6) 知財総合支援窓口

「知財総合支援窓口」は、特許庁が平成23(2011)年度から開始した知財の相談をワンストップで受け付ける窓口である。

主に中小企業の方々を対象に、知的財産全般に関する相談を全国47都道府県で実施している。

相談にあたる窓口登録専門家は、弁理士をはじめ、企業OBや弁護士などが担当している。専門家の中小企業への派遣も行っている。

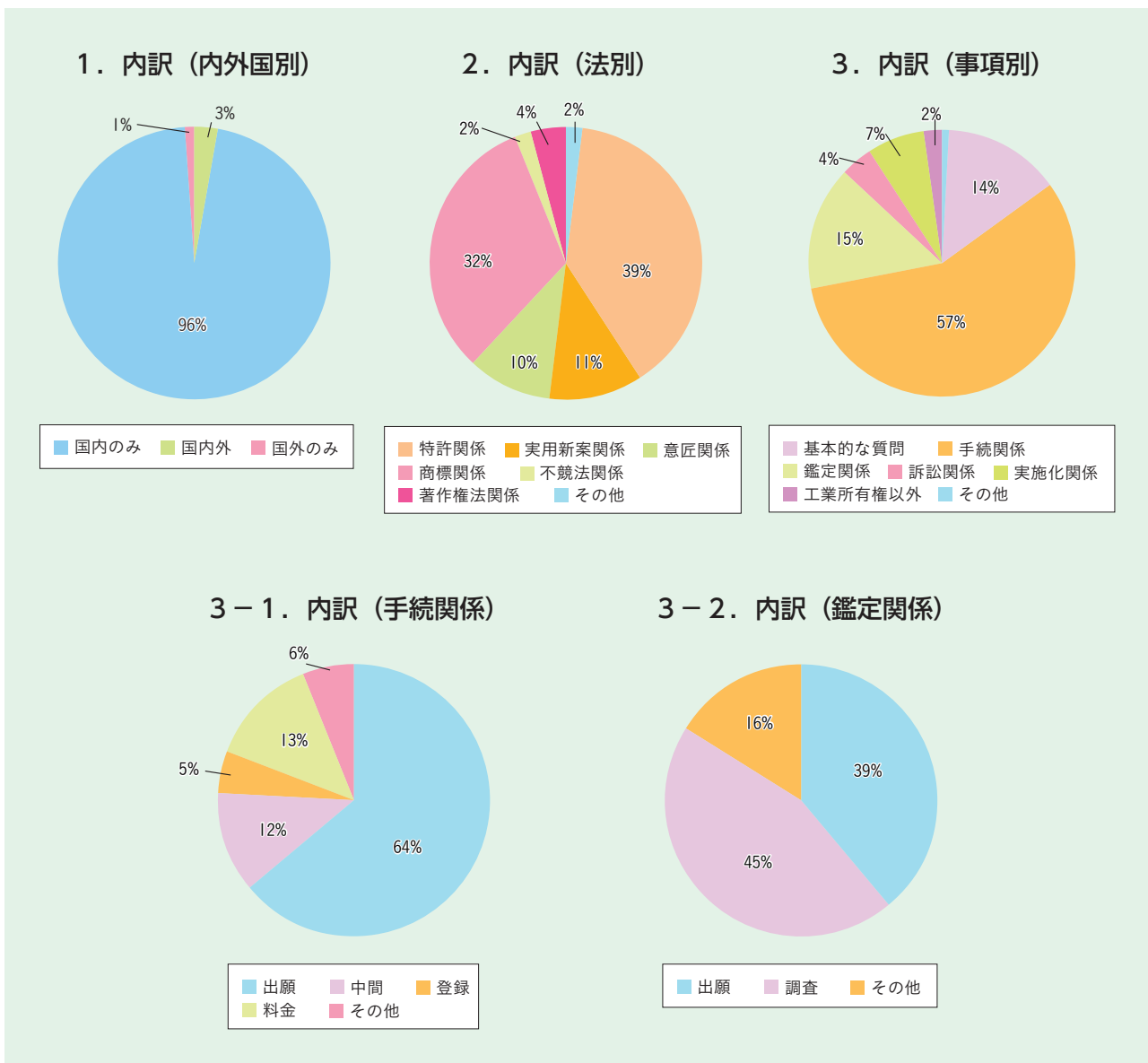
全国の相談件数は、平成23(2011)年度が約10万件、平成24(2012)年度が約11万8千件、平成25(2013)年度が約14万8千件となっている(特許庁資料から)。

平成26(2014)年度からは、窓口登録専門家とは別に、窓口知財専門家として弁理士(当会推薦)などを置き、きめ細かな相談体制となっている。

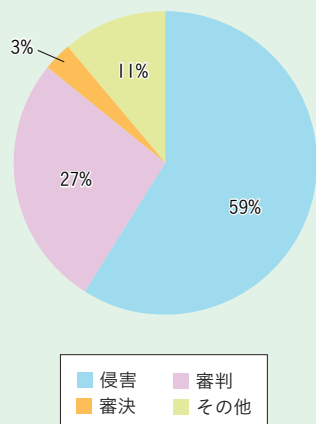
### ① 相談件数の内訳

以下のデータは、当会推薦の窓口知財専門家に対して行ったアンケートの結果である。

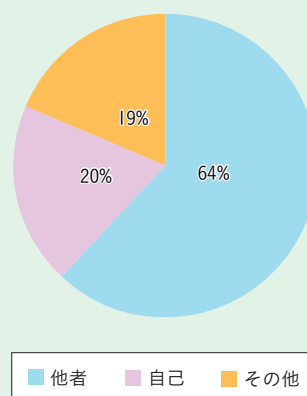
(アンケート期間はH26.4.1～H26.9.18。回答は全員ではない)



3-3. 内訳（訴訟関係）



3-4. 内訳（実施化関係）



## Column

### ■ 80年以上前から社会貢献活動！

当会はずでに昭和6(1931)年から、パンフレットの発行など、発明の振興と特許制度の昂揚普及活動を継続的に行ってきた（弁理士制度百年史 68～74 頁参照）。第2次世界大戦後は、特許制度普及委員会、特許制度振興普及委員会、特許制度昂揚普及委員会等を中心に活動していたが、平成11(1999)年4月1日、本事業を大規模・組織的に展開するため、附属機関として「知的財産支援センター」を開設した。

## (7) 地方自治体との知財支援協定の締結実績一覧

最初の支援協定は、平成13(2001)年2月に島根県と締結したものである。

平成17(2005)年に全国支部化の動きが活発になると協定を結ぶ自治体が急増した。

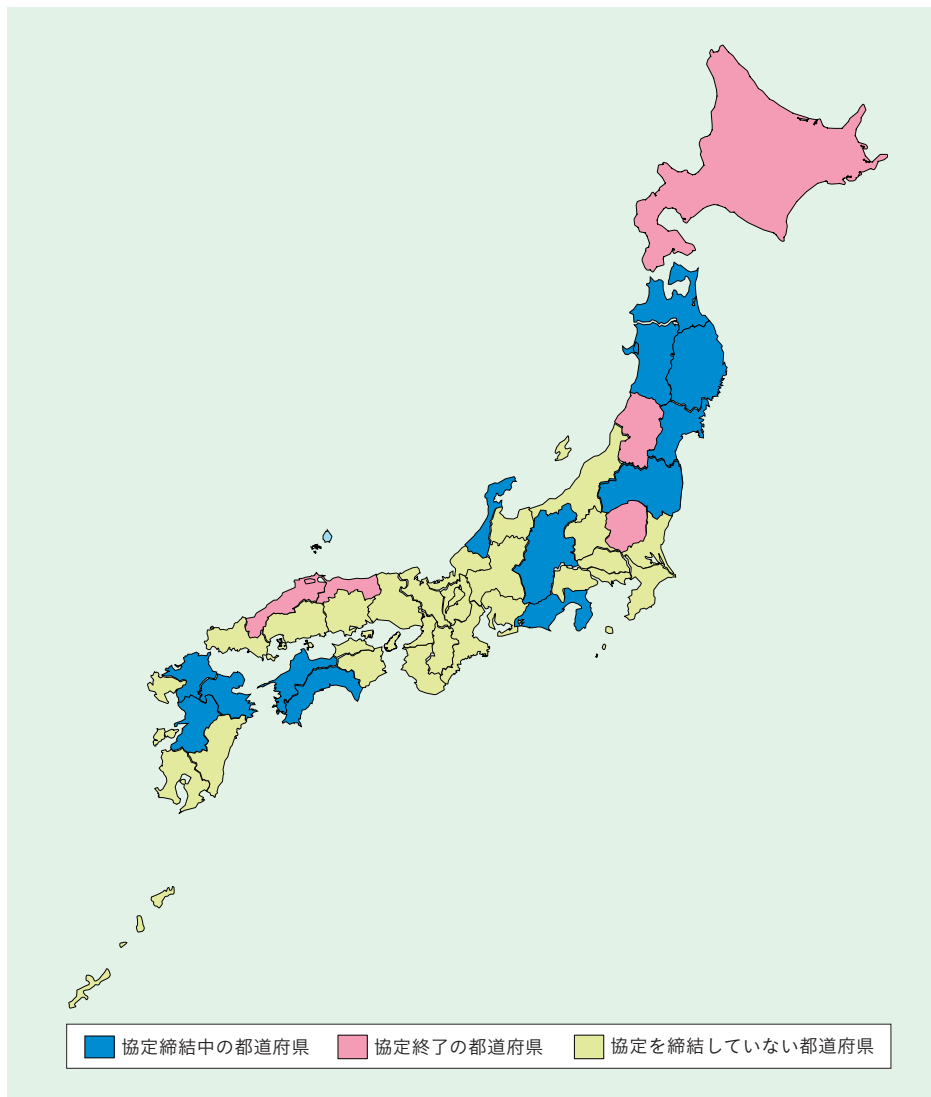
最近は、国立高等専門学校や中小企業診断協会などとの知財支援協定も締結され、新しい動きとなっている。

## ① 知財支援協定の締結状況（年度別）

オレンジは協定を締結している地方自治体、グレーは協定期間が満了した地方自治体等を示す。

	締結先	締結期間	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
1	北海道	2005.6.6-2011.3.31								終了							
2	青森県	2009.4.16-2015.3.31														継続	
3	岩手県	2005.6.1-2017.3.31														継続	
4	宮城県	2006.6.26-2017.3.31														継続	
5	秋田県	2008.3.3-2016.3.31														継続	
6	山形県	2006.10.23-2012.3.31											終了				
7	福島県	2005.7.6-2015.3.31														継続	
8	石川県	2006.7.7-2015.3.31														継続	
9	栃木県	2005.6.27-2012.3.31											終了				
10	長野県	2007.11.21-2015.3.31														継続	
11	鳥取県	2006.5.11-2011.3.31											終了				
12	島根県、島根大学、 松江高専	2001.2.7-2008.3.31							終了								
13	愛媛県	2007.10.4-2015.3.31														継続	
14	高知県	2003.5.19-2015.3.31														継続	
15	福岡県	2006.5.19-2015.3.31														継続	
16	熊本県	2011.7.4-2017.3.31														継続	
17	大分県	2006.6.12-2015.3.31														継続	
18	川崎市	2007.3.26-2016.3.31														継続	
19	横浜市	2009.10.29-2015.3.31														継続	
20	富士宮市及び 富士宮商工会議所	2007.6.1.-2016.3.31														継続	
21	土佐市	2012.1.16-2017.3.31														継続	
22	九州地区の9つの 高等専門学校	2012.12.10-2015.3.31														継続	
23	(独)国立高等専門 学校機構	2013.3.14-2016.3.31														継続	
24	(一社)中小企業診 断協会	2014.4.21-2017.3.31														継続	
		協定締結数	1	1	1	2	2	6	13	17	16	18	18	18	18	18	19

② 知財支援協定の締結状況(地域別)



## Column

### ■新しい社会貢献活動の波

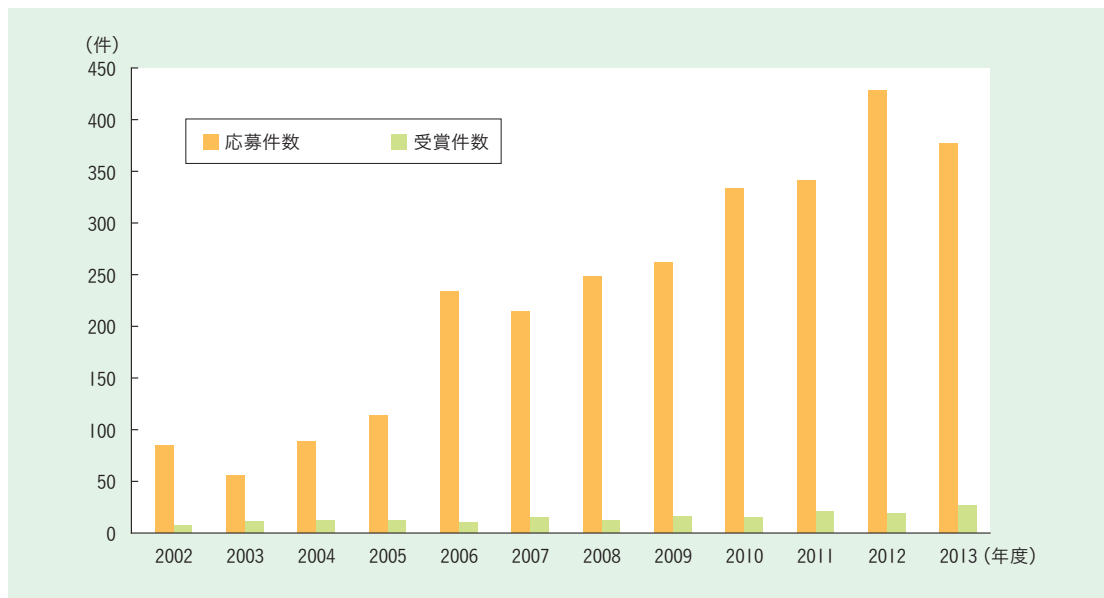
弁理士の派遣依頼は、平成 25(2013)年度に減少している。これは、各自治体や団体の知財インフラが整ってきたこと、また、平成 23(2011)年度から始まった特許庁の「知財総合支援窓口」の影響があるためではないと思われる。

一方、当会では、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災の復興を支援するための「特許出願等復興支援事業」の開始、平成 25(2013)年 3 月の独立行政法人国立高等専門学校機構との知的財産に関する支援協定の締結、平成 26(2014)年 1 月のご当地グルメに関わる地域ブランドの模倣品対策について「愛 B リーグ本部」との「地域ブランド監理監視機構」の創設、同年 4 月の一般社団法人中小企業診断協会との知財協力協定の締結など、新しいタイプの活動・社会貢献活動が動き出している。

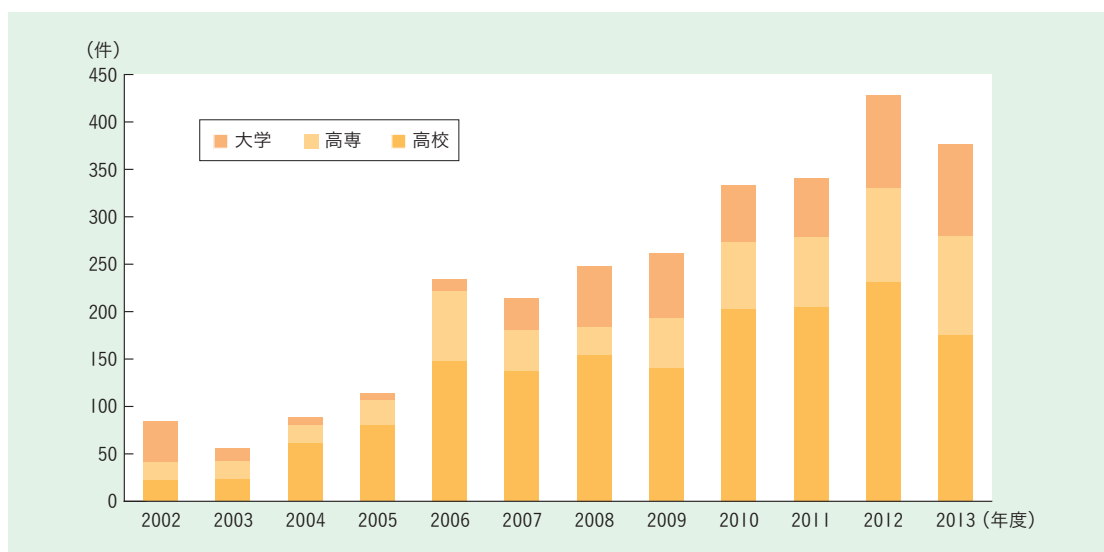
**(8) パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト**

1. 主 催：文部科学省、特許庁、(独行)工業所有権情報・研修館 (INPIT)、日本弁理士会、発明協会 (平成 13(2001)年～平成 18(2006)年)
2. 目 的：高校生、高等専門学校生及び大学生の知的財産マインドの醸成、知的財産制度の理解及び活用の促進を図ることを目的として開催されているコンテスト  
 なお、デザインパテントコンテストは、平成 20(2008)年から始まった。
3. 内 容：優秀な作品は、出願を受けるために弁理士のアドバイスを受けることができる。該当者は弁理士の指導の下で、願書・明細書・図面の作成、電子出願作業から権利取得までの手続の実践体験を受けることができる。費用は、主催者が負担。
4. 関 与：平成 25(2013)年度現在、延べ 340 人の弁理士が出願支援の指導を行っている。

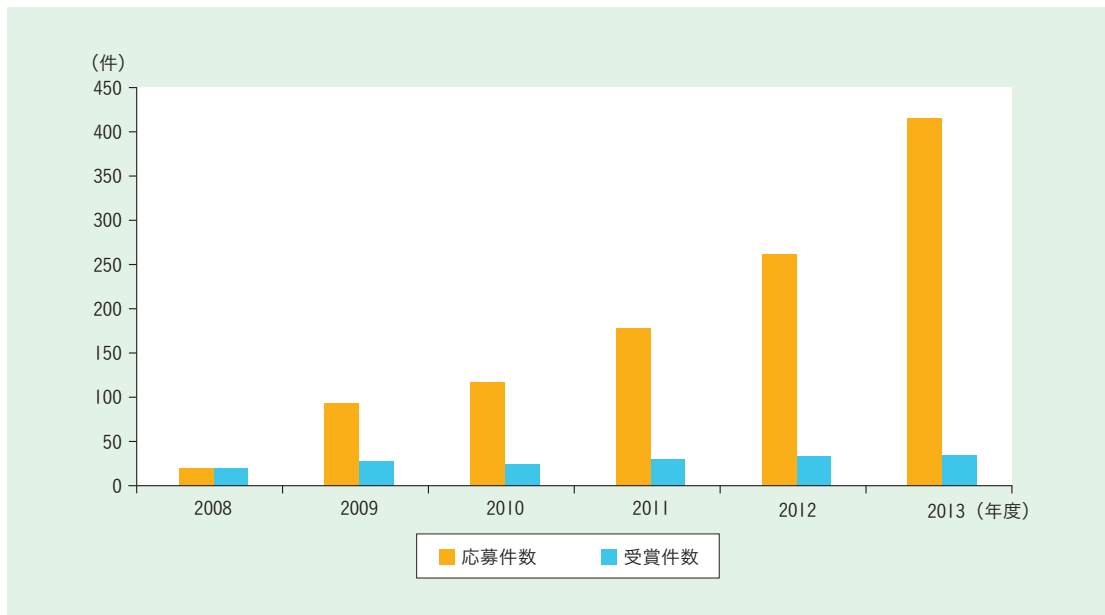
① パテントコンテストの年度別の応募件数と受賞件数



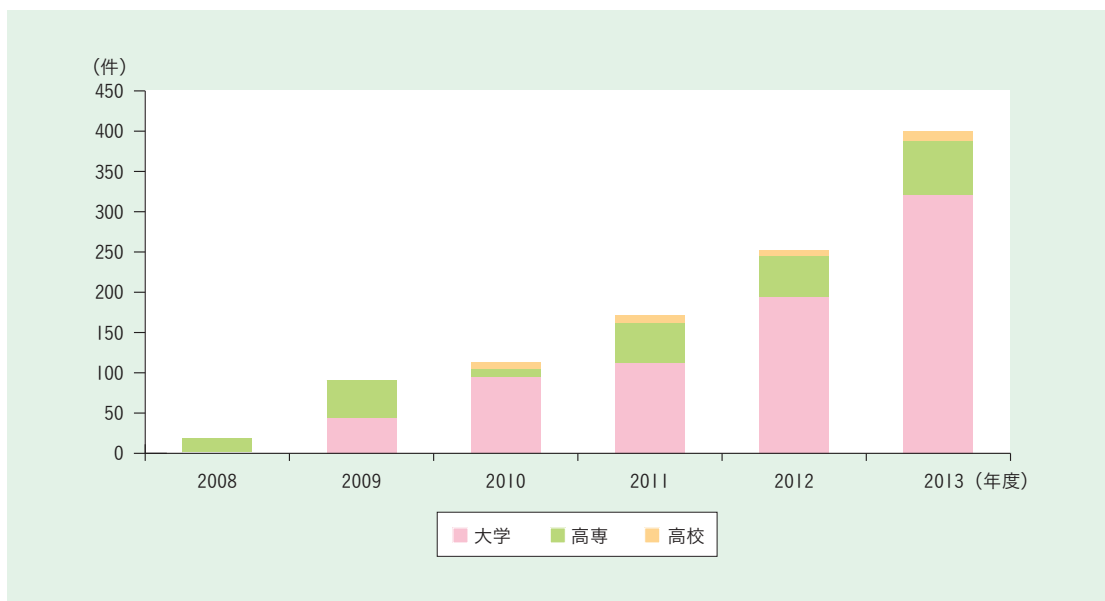
② パテントコンテストの学校別応募状況



③ デザインパテントコンテストの年度別の応募件数と受賞件数



④ デザインパテントコンテストの学校別応募状況



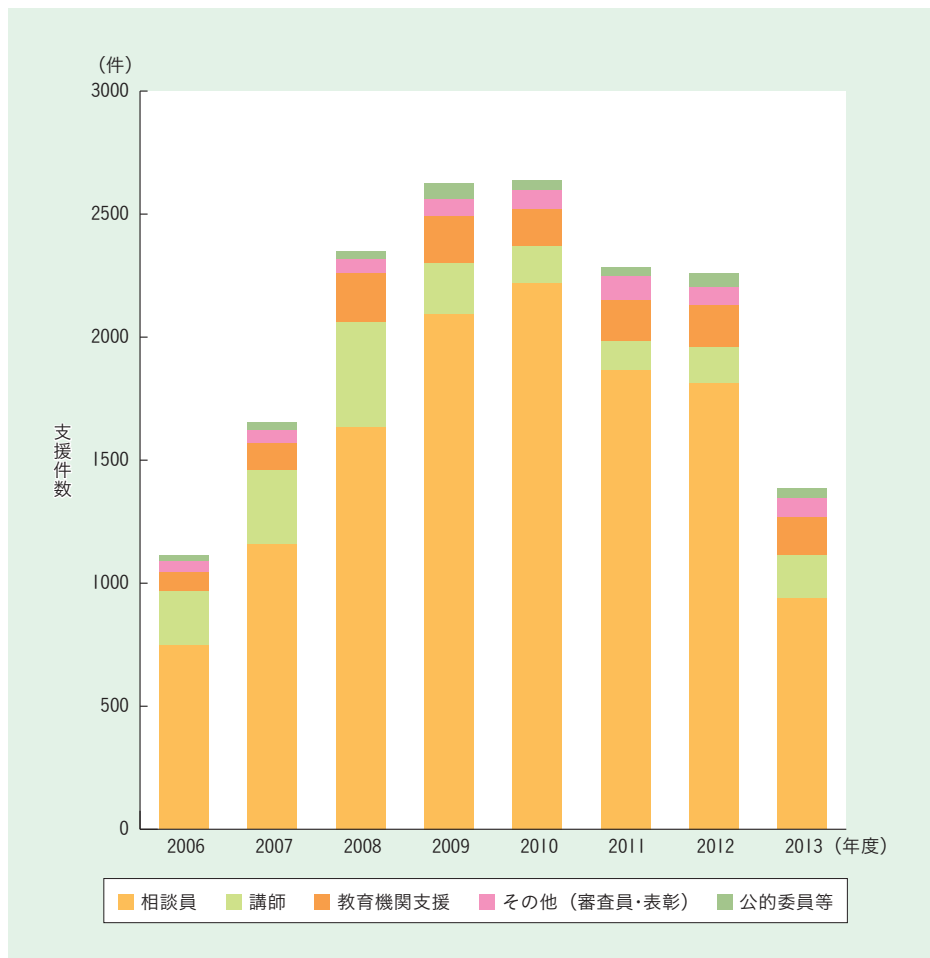
### (9) 各支部の社会貢献活動

各地域の知財支援事業は、各地域の支部が行っている。

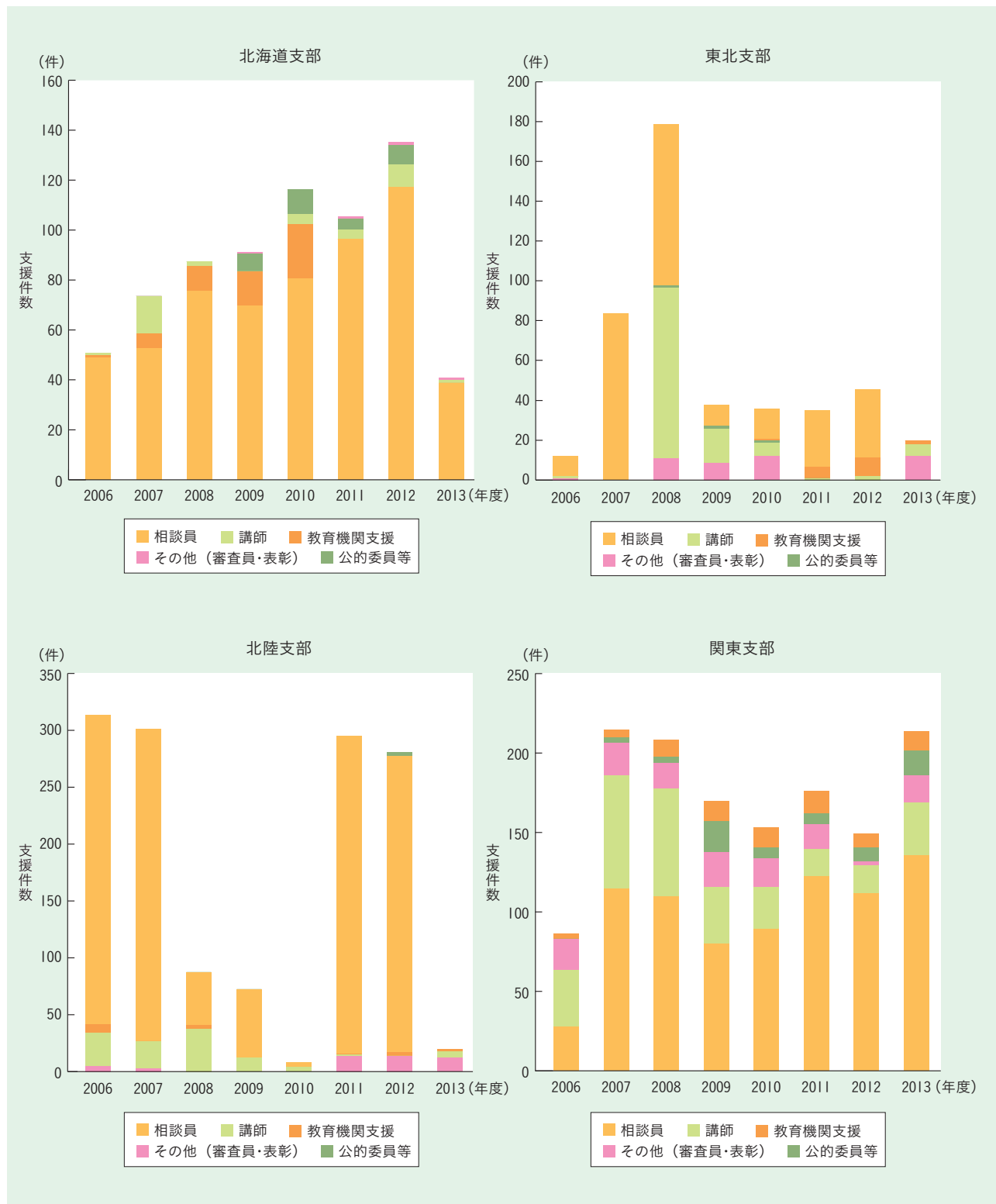
平成 18(2006)年の全国支部化以後、着実に支援件数を増やしており、ピークの平成 22(2010)年度は平成 18(2006)年度の 2.3 倍の 2,638 件となっている。

しかし、平成 23(2011)年度以降、依頼件数が減少している。特許庁の「知財総合支援窓口」が同じ年から始まっているので、その影響も考えられる。

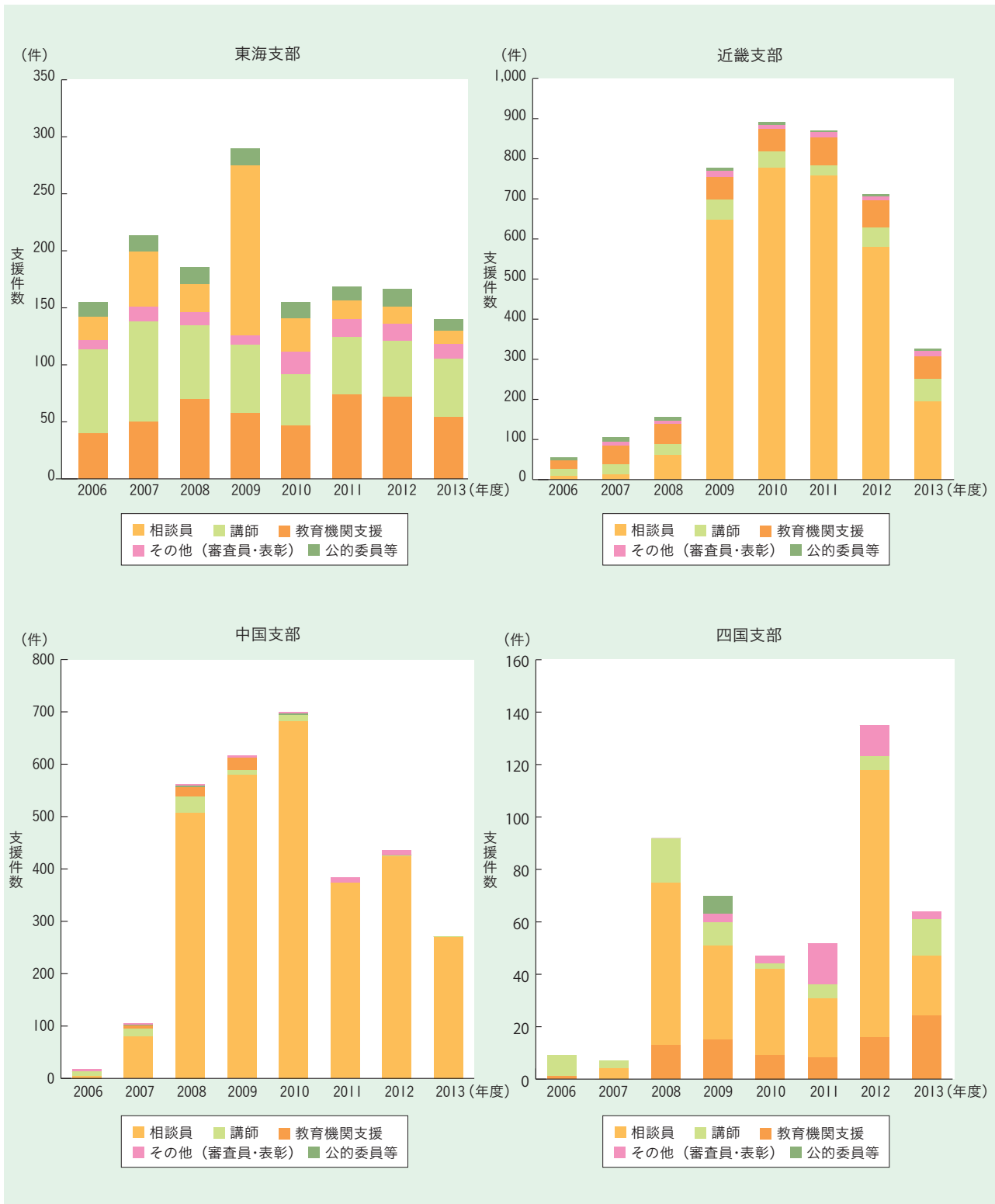
#### ① 全支部の支援事業の内訳

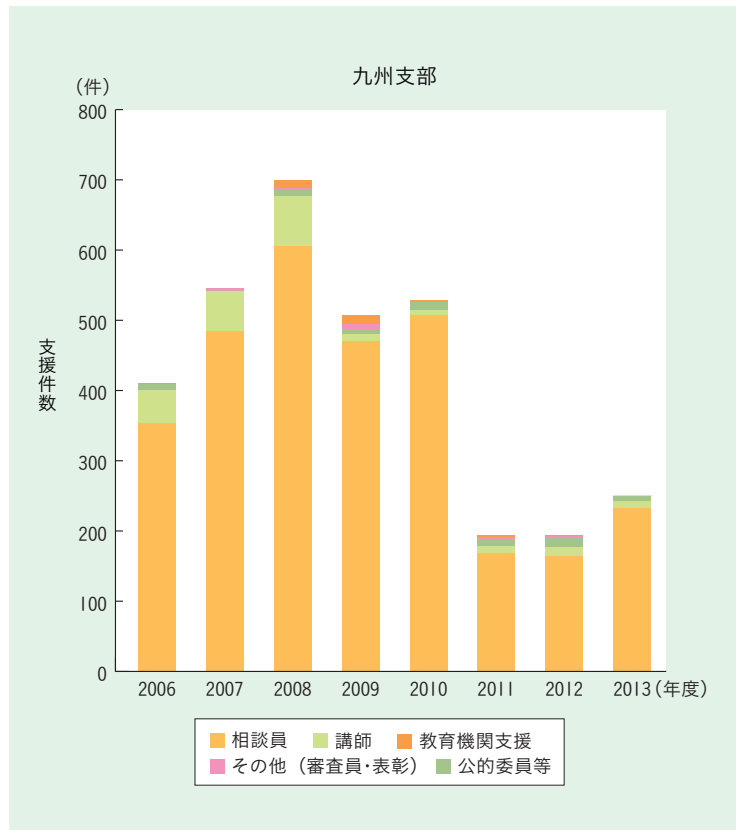


② 各支部の支援件数







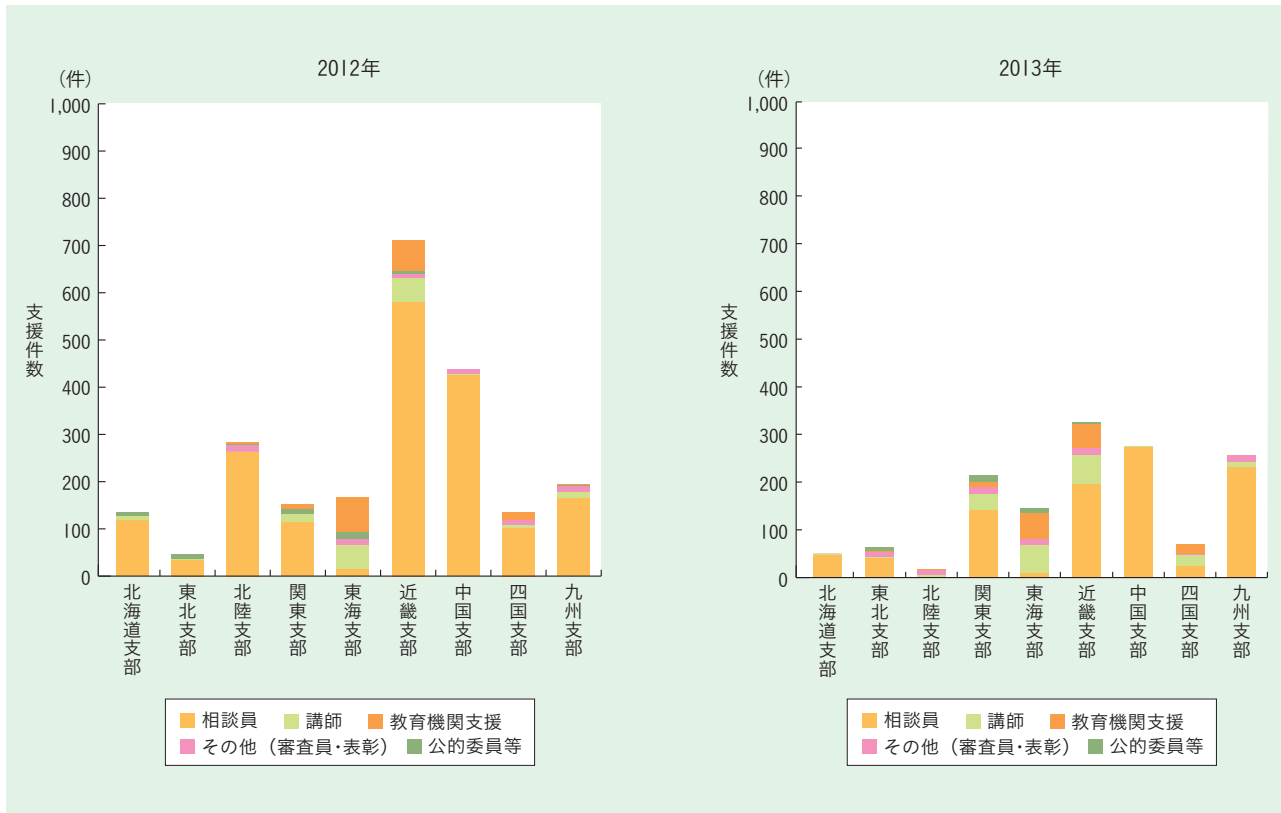


③ 年度別の各支部の支援件数





## 第4編 日本弁理士の活動状況



## 第3章

## 復興支援活動

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災で被災された方々の復興を、知的財産の面から支援するため、同年5月11日に「復興プロジェクト本部」を立ち上げ、支援活動の企画・実行を行っている。

事業名	内容
東日本大震災救済義援金	全会員に救済募金を呼びかけ、寄せられた募金約1億円を日本赤十字社へ寄付した(2013.6)。それとは別に、震災直後、会として1千万円を日本赤十字社へ寄付した(2013.3)。
震災復興支援情報の提供	震災復興支援ページを当会ウェブサイト上に設置し、震災により影響を受けた手続の救済措置などの情報を提供した(2011.4)。 <a href="http://www.jpaa.or.jp/?cat=1104">http://www.jpaa.or.jp/?cat=1104</a>
被災者対象の特別相談窓口の設置	特別相談窓口のフリーダイヤル(0120-19-2723)を設置し、被災された方を対象に無料相談を行っている(2013.8)。また、被災地への情報提供を行うために、河北新報、岩手日報、福島民報、福島民友新聞の4紙に広告を掲載した。
「知的資産経営フォーラム2011 in 仙台」の開催	『知的財産権の“創生・活用・発展”を軸とした“知的資産経営”の推進を通じて、震災復興にも役立ちたい』をテーマに、仙台でフォーラムを開催(2011.11)。
特許出願等援助制度による出願支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23(2011)年12月に「総合的知的財産支援制度」を設け、知的創造活動、知的財産権の取得及び活用の支援も行っている。</li> <li>平成24(2012)年3月に、被災中小企業等の復興を支援すべく、「特許出願等復興支援制度」を創設。</li> </ul> ※参考：「日本弁理士会の特許出願等援助制度とは」(日本弁理士会ウェブサイト)
平成23・24年度パテントコンテスト「震災復興応援賞」	文部科学省、特許庁、(独)工業所有権情報・研修館及び当会が共催する平成23(2011)年度パテントコンテストでは、当会の働きかけもあって「震災復興応援賞」が設けられ、当会会長が3件の応募者に本賞を授与した。
商標登録出願支援	平成24年9月に福島県浪江町から支援要請を受け「なみえ焼そば」の地域団体商標出願を行った。 平成26年5月に宮城県石巻市から支援要請を受け「雄勝硯」の地域団体商標出願を行った。
ニーズ・シーズマッチング支援	地元も気がついていない可能性がある新たなニーズ(潜在ニーズ)を見いだして、これに対応するマッチング候補となるシーズを探し出す又は開発することによって、イノベーションにつなげる等の、弁理士ならではの支援内容を検討して関係組織に提案した。提案に先立っては、現地視察をもとにテーマを特定し、このテーマに沿って公開特許情報を分析し、復興のニーズと候補のシーズ(利用できる技術等)とをマッチング可能な程度まで具体化した。
学校図書館げんきプロジェクト	平成25年3月に(公社)全国学校図書館協議会が運営している「学校図書館げんきプロジェクト」に賛同し、1,655,000円を同協議会へ寄付した。
「地域ブランドシンポジウム in 福島」の実施	平成25年3月22日に、「地域ブランドの力で復興と発展を実現する」ことをテーマとして、福島県にてシンポジウムを行った。当日は、「地域ブランドの保護と活用～富士宮やきそばの成功モデル～」と題し、富士宮やきそば学会会長の渡邊英彦氏による講演を行うと共に、「なみえ焼そばのブランド化」についてパネルディスカッションを行った。

第4編 日本弁理士会の活動状況

事業名	内容
<p>地域ブランド監理監視機構</p>	<p>「浪江焼麺太国」は、B-1 グランプリを主催する「愛Bリーグ」に加盟している。当会は、同リーグ加盟団体に共通の問題として「模倣品による風評被害が大きな障害となっている」という状況を知った。例えば、模倣品と知らずに購入した消費者から、各団体に「不味い、品質が劣る」等の苦情が寄せられ、各団体とも対応に苦慮している。</p> <p>そこで、平成24(2014)年1月24日に、愛Bリーグと共に「地域ブランド監理監視機構」を設立。本機構は、模倣品被害から消費者を保護することを目的とし、模倣被害発見活動としての通報窓口の設置や、販売停止要請等を行っている。</p> <p>活動例としては、ウェブ上に設置された通報窓口(メールフォーム)から、一般消費者に模倣品と疑われる事例を通報して頂き、各団体での真偽判定を経て、当会が派遣する「模倣品対策チーム」が対策を検討している。</p>  <p>なお、本機構設立の平成24(2014)年1月24日には、「愛Bリーグ本部」の渡邊英彦代表理事と当会会長が共同で記者会見を行った。</p>  <p style="text-align: center;"><b>渡邊英彦代表理事と古谷史旺会長</b></p>
<p>特許活用チーム</p>	<p>当会の「特許出願等復興支援制度」を利用した出願等は、基本的には被災地に居住の方による出願なので、特許庁の「震災復興支援早期審査・早期審理」の対象となる。弁理士には、申請者に本制度の利用提案をお願いしており、その結果、特許権等の早期権利化が進み、被支援案件の中から、特許が16件、意匠が3件登録された(平成26(2014)年2月18日現在)。</p> <p>また、「特許出願等復興支援制度」は、知財を活用した復興支援が目的なので、本制度を利用して権利化された案件について、権利化後の活用を促進させるための支援活動を行っている。具体的には、登録後に権利者へヒアリングを行い、知財を活用した事業化を支援している。</p>
<p>復興セミナーへの講師派遣</p>	<p>被災地の小学校、自治体及びアグリビジネス創出フェア等のイベントに講師を派遣し、知財授業や講演会を行った。</p>

## 第4章

## 知的財産価値評価推進センター

## (1) 概要

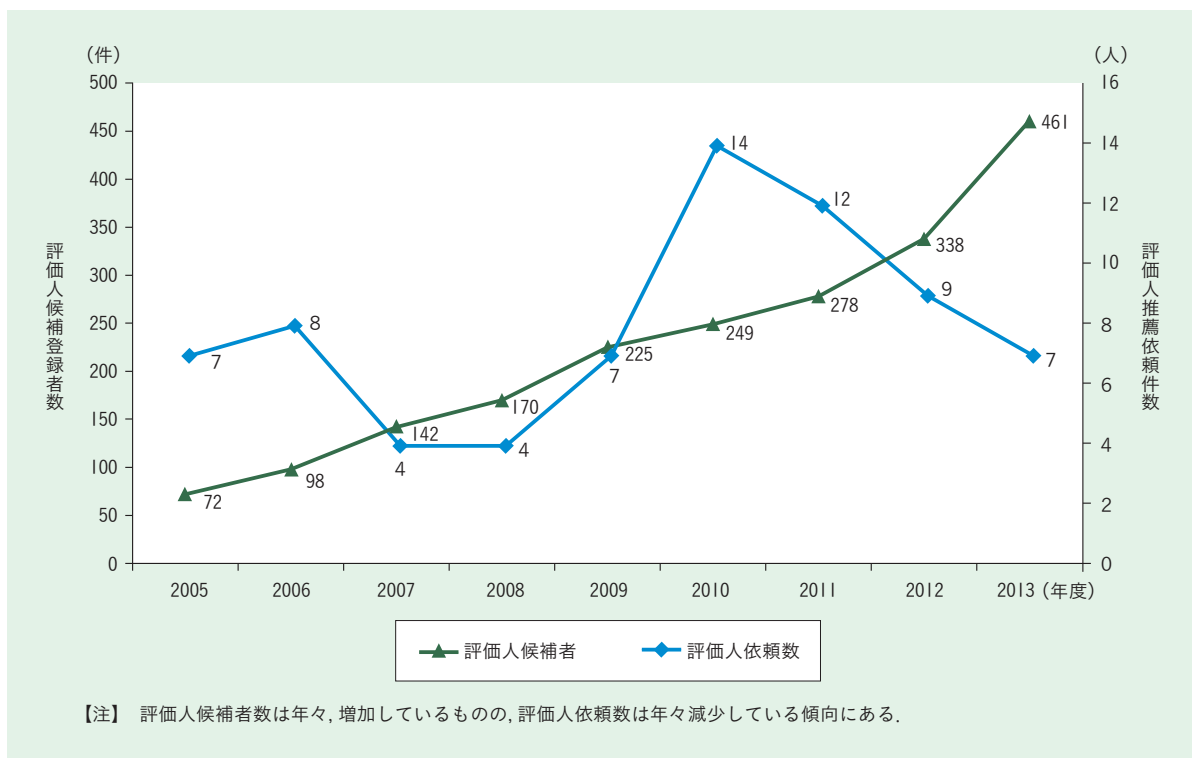
知的財産価値評価推進センターは、平成17(2005)年4月1日に、弁理士が関与する知的財産権の価値評価について、客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、知的財産権の価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与することを目的として、設立された。

## (2) 活動

## ① 評価人の推薦、評価人候補者の登録

主な活動としては、裁判所などからの価値評価の評価人推薦依頼の際に、評価人候補者として登録された弁理士の中から、適任の評価人を選考している。

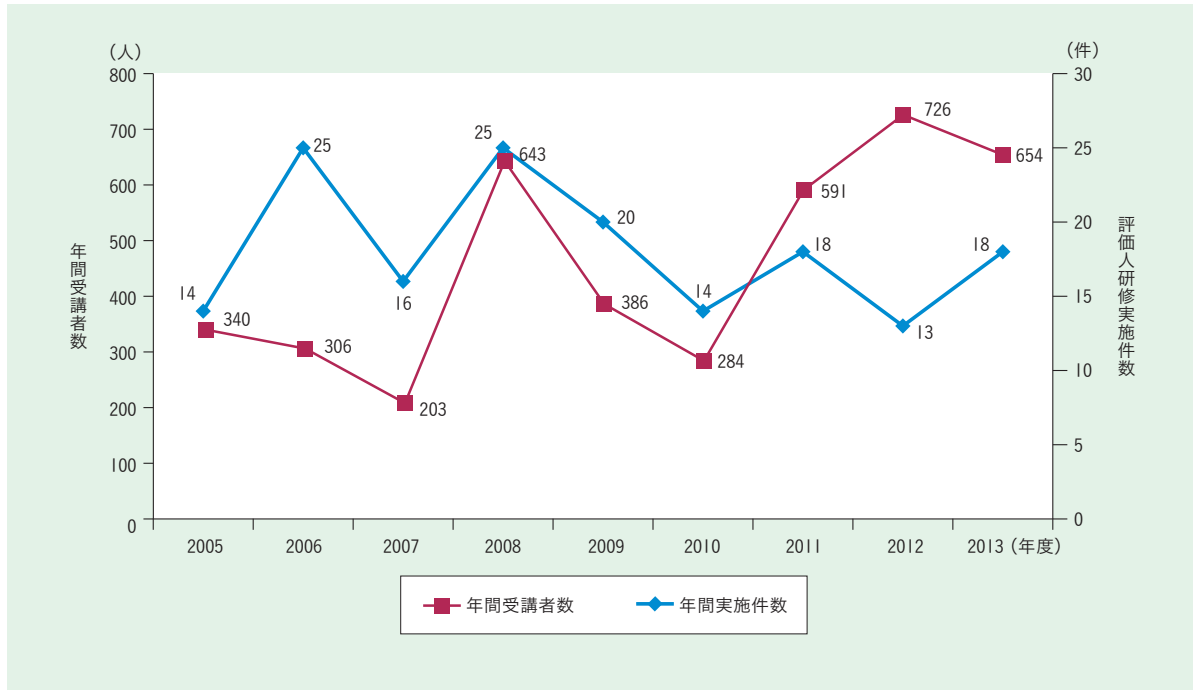
## ② 評価人推薦依頼件数・候補登録者数の推移



③ 研修会、説明会の開催

また、価値評価の視点から知的財産の取得及び活用に関する研究を行い、弁理士に対して価値評価又は価値評価業務に関する研修や説明会を実施している。

④ 評価人研修と年間受講者数の推移



日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、その他の関係団体と意見交換会や合同研究発表会等を開催し、相互の実務的な交流を実施している。



## 第5章

## 日本知的財産仲裁センター

## (1) 概要

当会と日本弁護士連合会は、平成10(1998)年3月26日に、工業所有権の分野での紛争処理を目的として「工業所有権仲裁センター」を設立し、同年4月1日より調停、仲裁等の業務運営を開始した。

その後、平成13(2001)年4月21日に名称を「日本知的財産仲裁センター」に改め、取り扱う業務の範囲を工業所有権の分野から知的財産の分野に拡大した。

また、平成12(2000)年8月21日に一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)と協定を締結し、JPNICに登録(平成14(2002)年4月1日から登録業務を株式会社レジスTREEサービス(JPRS)に移管)しているインターネットで使用するJPドメイン名の紛争を解決するための「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」となった。

さらに、平成23(2011)年4月1日からは、新規事業として、中小企業などの事業に関わる特許紛争リスクを未然に回避するため、先行他者発明等の調査結果に基づいて、第三者的立場から専門的見解を示す「事業適合性判定」を開始した。

平成24(2012)年11月1日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づき、民間紛争解決手続の業務について法務大臣の認証を受けた(認証番号第119号)。

現在、日本知的財産仲裁センターは、東京本部のほか、関西(大阪)と名古屋に支部を置き、北海道(札幌)・東北(仙台)・中国(広島)・四国(高松)・九州(福岡)に支所を置き、それぞれの事務局を通じて申立事件の受付を行っている。

## (2) 活動

## ① 調停・仲裁の申立件数と処理内訳

年度	手続		紛争の対象となる権利					最終結果							
	調停	仲裁	商標権	意匠権	特許権	著作権	その他	和解成立	不成立	係属中	移管	相手方不応諾	取下	仲裁判断	和解解決
2009	5	0	2	2	0	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0
2010	5	0	2	0	2	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0
2011	6	1	3	0	2	0	2	3	0	0	0	3	0	0	1
2012	7	0	0	1	3	0	3	0	2	1	0	4	0	0	0
2013	7	0	1	0	5	1	0	1	1	2	0	3	0	0	0

【注】(1)調停：当事者が選任した弁護士・弁理士各1名による調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度である。調停人の意見や判断をもとに当事者間が合意して和解契約を結ぶことで事件は終了する。

(2)仲裁：当事者の仲裁合意に基づいて、紛争の解決を、少なくとも弁護士及び弁理士を含む3名の仲裁人にゆだねて、仲裁人の判断に裁判所の判決と同等の強制力を持たせることができる紛争解決手段である。

(3)特許権には、実用新案権も含まれている。

② JP ドメイン名に関する紛争処理の申立件数及び処理内訳

年度	申立事件数	申立ての結果						
		移転	取消	棄却	取下	取下見做	係属中	その他
2009	9	4	2	2	0	0	0	1
2010	7	3	3	1	0	0	0	0
2011	12	10	0	1	1	0	0	0
2012	15	9	2	2	2	0	0	0
2013	10	10	0	0	0	0	0	0

【注】(1)移転 : 移転の対象となる JP ドメイン名の登録者が第三者に変更されること。

(2)取消し : JP ドメイン名を登録原簿から抹消すること。

(3)取下見做 : 次の場合、その申立ては取り下げられたものと見なされ、その手続は終了する。

①紛争処理機関が申立書に不備があることを発見し、その不備内容を申立人に速やかに通知したが、申立人から通知受領後 5 日（営業日）以内に何らかの補正もなされなかった場合。（JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則第 4 条(b)）

②紛争処理機関が申立書を受領した後 10 日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払いがない場合。（JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 19 条(c)）

(4)2009 年の「その他」は、申立人・登録者間に和解が成立したことを認定して終了したものの。

③ 事業適合性判定の申立件数

年度	申請人との面談	申立件数	第 1 号判定	第 2 号判定	第 3 号判定
2011	2	2	2	0	0
2012	0	0	0	0	0
2013	3	12	12	0	0

【注】(1)第 1 号判定 : 申請人との面談で決定された範囲及び条件に基づいて調査機関が抽出した他者発明などのうち、判定対象事業の遂行が文言侵害に該当する可能性のある他者発明などを、判定人が抽出し表示する判定である。

(2)第 2 号判定 : 申請人との面談で決定された範囲及び条件に基づいて調査機関が抽出した他者発明等毎に、判定対象事業の遂行が文言侵害に該当する可能性についての理由を、判定人が簡潔に示す判定である。

(3)第 3 号判定 : 申請人が提出した他者発明等毎、又は申請人との面談で決定された範囲及び条件に基づいて調査機関が抽出した他者発明等毎に、判定対象事業の抵触性の有無について、判定人が行う詳細な判定である。

## 第6章

## 国際活動

**(1) 国際活動センターの概要**

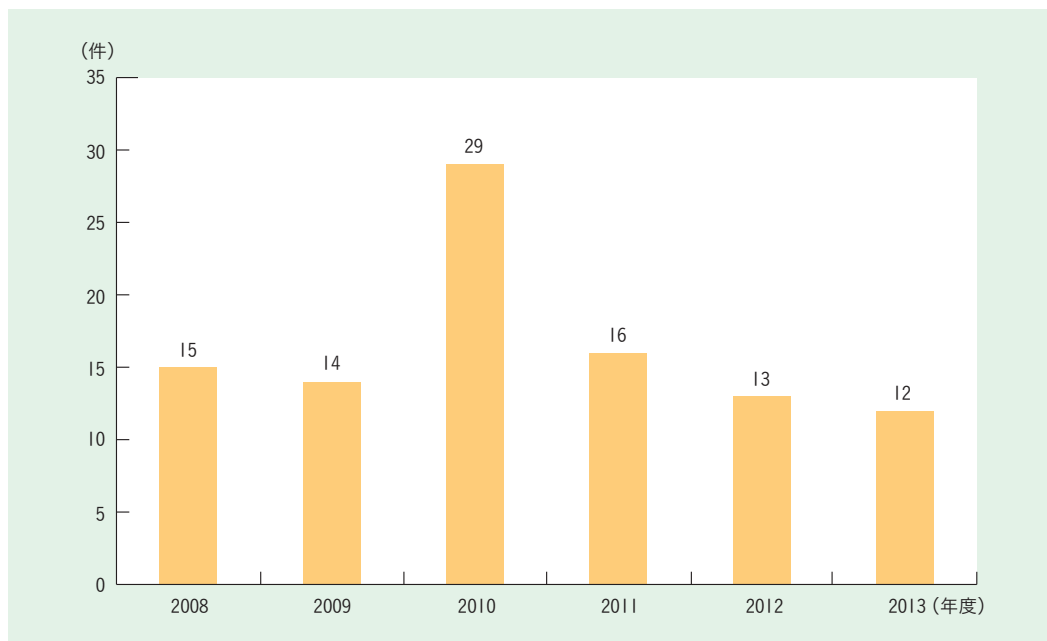
当会における組織的な国際活動は、昭和36(1961)年に、「弁理士の国際活動に関する調査研究委員会」の設置により開始された。

平成17(2005)年4月1日に、附属機関として、国際活動センターが設置され、知的財産の保護及び弁理士業務に関して、国際活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的として、活動を行っている。

主な活動としては、海外の弁理士会など知的財産関係団体から提供された資料や各国特許庁、裁判所からの知的財産情報、判例などを収集し、弁理士に有益と思われる情報をウェブサイトなどにおいて提供している。

また海外の弁理士会、知的財産関係者に対しては、当会のウェブサイトやセミナーなどを通して、日本の知的財産関連情報を提供したり、知的財産制度の国際的改正動向の調査・研究を行い、当会の意見を発信している。

海外の知的財産関係機関により開催される重要な会合へは、センター員を派遣するほか、交流会などを実施している。

**(2) 活 動****① 外国の団体との交流の実施回数**

## 第4編 日本弁理士の活動状況

### ② 地域別、各国弁理士会・国際団体との交流（現状）

#### 【アジア】

2014.8 末現在

韓国	・大韓弁理士会（KPAA）とは、昭和56(1981)年に姉妹提携を結び以後毎年交互に訪問して交流
中国	・中華専利代理人協会（ACPA）と、毎年交互に訪問して交流 ・中華商標協会（CTA）とは、平成14(2002)年に協力協定を締結し、その後年次大会に、代表団を派遣
ASEAN 諸国	・弁理士制度が未だ確立されていない国における弁理士制度及び弁理士会組織の成立を助けるため情報提供や助言 ・さらに、関係者が継続的に協議する目的で、平成11(1999)年度の弁理士制度100周年の「東京宣言」に基づき、東南アジア地域でセミナーを隔年で開催。これまでに、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピンで開催。平成24(2012)年度タイ、平成26(2014)年度インドネシアもしくはベトナムでのセミナー開催をもって一区切りとなるので、これからの活動計画について検討する時期となる。
イスラエル	・年1回開催される各国弁理士会による会合グローバルネットワークサミット(Global Network Summit)で同国弁理士会と同席している。

#### 【アメリカ大陸】

米国	・弁理士にとって最も関わりが深い。 ・米国内には、代理人組織として AIPLA と米国弁護士協会(ABA)があるが、主に AIPLA と交流している。
カナダ	・カナダ弁理士会から、年次大会への招待状が届く。例年派遣していないが、平成21(2009)年は派遣した。 ・AIPLA とメンバーが重複する部分もある。
ブラジル	・年1回開催される各国弁理士会による会合グローバルネットワークサミット(Global Network Summit)で同国弁理士会と同席している。

#### 【ヨーロッパ】

イギリス	・英国公認特許代理人協会（CIPA）と数年おきに継続して交流 ・英国商標代理人協会（ITMA）と数年おきに交流。基本的には、先方からの申し入れに対する受け身の交流 ・CIPA を訪問する際には、ITMA も訪問
ドイツ	・ドイツ弁理士会（Patentanwaltskammer）と数年おきに継続して交流
フランス	・フランス弁理士会（CNCPI）が平成8(1996)年に初来会した。 ・平成21(2009)年来会の際、当会同様、代理人全員が加入する団体であることが判明した。 ・平成24(2012)年には、AIPPI ソウル大会の折に、会合を持ち、継続的な交流の提案を受けた。 ・平成25(2013)年に来会し、セミナーと交流会を開催した。

#### 【アフリカ】

アフリカ諸国	・継続した交流は行っていない。
--------	-----------------

#### 【オセアニア】

オーストラリア	・オーストラリア弁理士会（IPTA）から、年次大会への招待状が届き、平成23(2011)年に派遣した。
---------	---

#### 【その他、国際団体との交流】

国際弁理士連盟(FICPI)	・毎年、執行部が来日して交流
国際知的財産保護協会(AIPPI)	・毎年の年次大会に、役員を派遣
国際商標協会(INTA)	・特許庁が年次大会に出展するブースへ協力した。 ・平成24(2012)年は4度にわたって意見交換を行った。
アジア弁理士連盟(APAA)	・平成23(2011)年は年次大会へ派遣した。

## 第7章

## 広報活動

## (1) 広報センターの概要

広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して当会の広報活動を継続的かつ統一的にを行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的として、平成22(2010)年4月1日に附属機関として発足した。

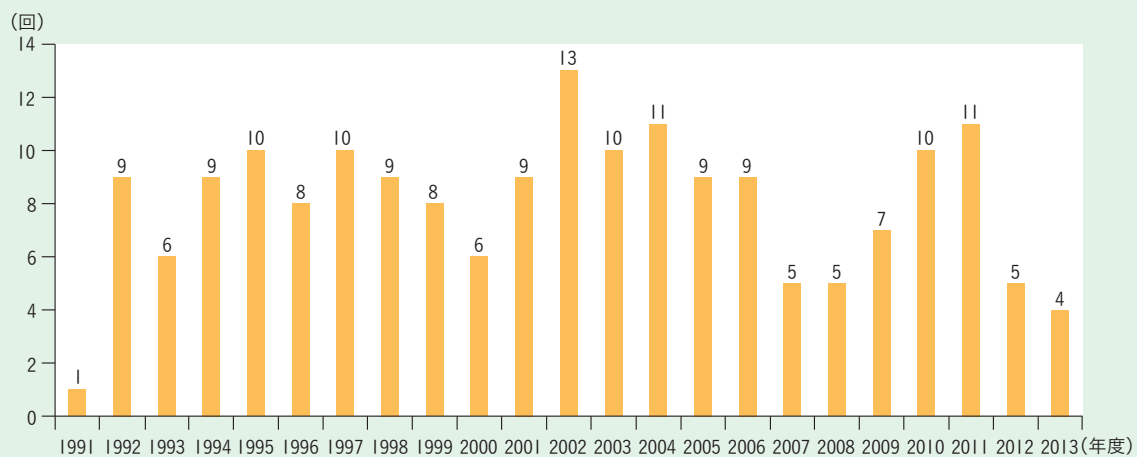
主な事業は次のとおりである。

- 当会の広報活動の企画及び実施
- 弁理士制度及び知的財産制度に関する広報活動の企画及び実施
- 広報活動に関する手法の調査及び研究
- 当会内外の関係機関・団体との広報活動に関する連絡、対応及び調整
- その他、本会の広報活動に関して本会が必要と認める事業

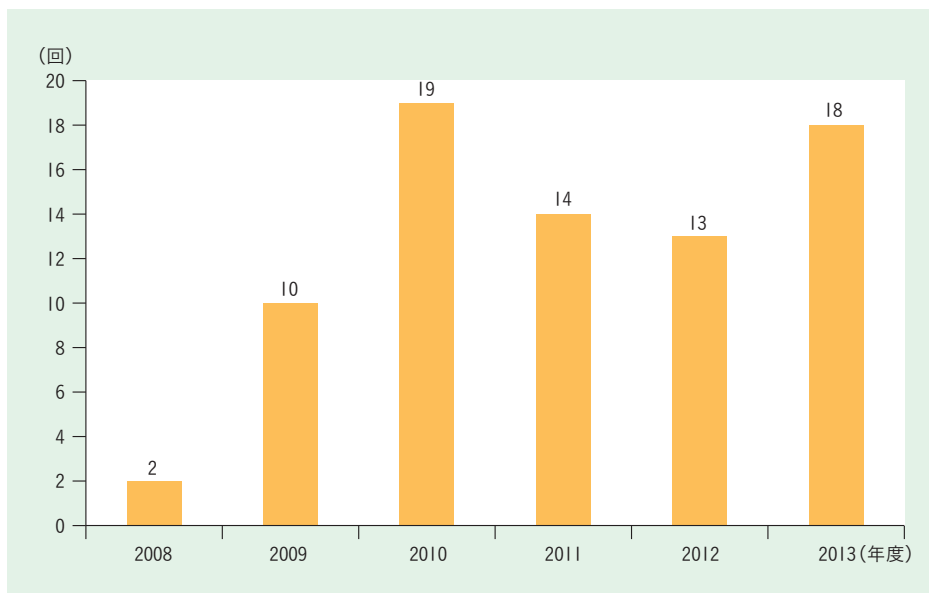
## (2) 活 動

## ① 記者会見・記者説明会の開催

記者への説明会や記者会見は、平成3(1991)年度から活発に行われるようになり、その時の話題のテーマ等が新聞記事として掲載されるようになった。



② 取材・原稿執筆依頼の対応数



③ パンフレット及び広報誌の配布

現在発行しているパンフレットは以下の5点である。

名称	初版作成日	内容	累計印刷数
パンフレット「民間業者の「知的所有権(著作権)登録」に気を付けましょう」	1995.12	平成6(1994)年頃から始まった「知的所有権(著作権)登録」に対する注意を喚起するパンフレット	19万部
広報誌「パテント・アトニー」	1996.3	日本弁理士会の広報誌。季刊。全国約3,000カ所の関係機関や団体に送付している。	236.2万部
パンフレット「あなたのアイデア・デザインを Back Up」	1999	当会の「特許出願等援助制度」の案内パンフレット	8万部
小冊子「ヒット商品はこうして生まれた」	2004.1	「パテント・アトニー」の人気コラムをまとめたもの。	10.3万部
パンフレット「弁理士 info」	2006.10	弁理士制度や日本弁理士会の総合的な説明	7万部

Column

■弁理士会の広報活動の始まり

- ・ 昭和6(1931)年5月に、弁理士会初のPR誌「発明の勧め」を2万部発行し、全国の会社、工場、団体、学校、図書館等に配布した。
- ・ 昭和7(1932)年3月に、パンフレット「弁理士会と其事業」を1万5千部発行した。
- ・ 昭和7年7月に、機関紙「特許と商標」を創刊(現在の「パテント」誌の前身)。
  - ※昭和9(1934)年に初代特許局長官の高橋是清氏に揮毫を依頼したところ、翌日「特許と商標」という書が届けられた。現在、東京倶楽部ビル14階の会長応接室に飾ってあるのがそれである。この書の文字は、昭和9年11月号から昭和19(1944)年11月号の休刊まで、同誌の表紙を飾った。
- ・ 昭和9(1934)年11月に、パンフレット「伸びよ発明、世界の日本」を発行した。
- ・ 昭和16(1941)年11月14日、東京の小石川高等女学校で講演会を開催した。(「特許と商標」同年12月号62頁)
- ・ 昭和29(1954)年4月19日、通商産業省が4月18日を「発明の日」と定めたことを記念して、当会がPRバスを仕立てて都内を周遊した。

(以上、弁理士制度百年史 68～71頁、74頁、89頁参照)

※なお、「弁理士の日」は、弁理士法の前身である特許代理業者登録規則が明治32(1899)年7月1日に施行されたことにちなみ、平成9(1997)年12月の臨時総会で定められた。会令第63号「弁理士の日の制定に関する規則」の制定は、平成14(2002)年12月18日の臨時総会である。

## ④ 会誌「パテント」の特集記事

※特集のなかった号は除いてある。

2002年1月号	情報漏えい対策と防災対策からみた弁理士の危機管理
2002年2月号	1. ソフトウェア・ビジネスモデル 2. 知的財産の評価
2002年3月号	特許権の効力
2002年4月号	米国特許法入門
2002年5月号	第9回知的所有権誌上研究発表会(研究発表の部)
2002年7月号	契約
2002年8月号	第9回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)
2002年9月号	著作権
2002年10月号	最近の動向
2002年11月号	改正法と実務
2002年12月号	1. 職務発明 2. 外国
2003年1月号	求められる弁理士
2003年2月号	弁理士による侵害訴訟代理に向けて
2003年3月号	外国
2003年4月号	大学特許
2003年5月号	第10回知的財産権誌上研究発表会研究発表の部
2003年7月号	意匠
2003年8月号	外国
2003年9月号	著作権
2003年10月号	職務発明
2003年11月号	中国の知的財産権
2003年12月号	新規事業
2004年1月号	外国弁理士
2004年2月号	九州
2004年3月号	特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修及び効果確認試験
2004年4月号	平成15年改正法および関連事項について
2004年5月号	第11回知的財産権誌上研究発表会 研究発表の部
2004年6月号	実務系委員会の活動報告
2004年7月号	未来の弁理士像ーロースクールー
2004年8月号	1. 第11回誌上研究発表会に対する意見 2. これからの弁理士
2004年9月号	関西は今!
2004年10月号	実用新案制度の改正
2004年11月号	地方公共団体の知財への取り組み
2004年12月号	ベンチャー支援
2005年1月号	弁理士と大学
2005年2月号	MOT(技術経営)
2005年3月号	中国
2005年4月号	東海支部は今
2005年5月号	中小企業支援の現状
2005年6月号	実務系委員会の活動報告

2005年7月号	クレーム解釈
2005年8月号	知財ビジネス交渉学
2005年9月号	商標
2005年10月号	大学における知的財産の研究
2005年11月号	弁理士制度について
2005年12月号	TLOの知財管理と弁理士
2006年1月号	著作権実務ガイドライン
2006年2月号	中国・四国は今!
2006年4月号	ソフトウェア
2006年5月号	知的財産高等裁判所との座談会
2006年6月号	1. 特許評価 2. 委員会の活動報告
2006年7月号	国内における模倣品対策
2006年8月号	商標/平成17年著作権重要判決紹介
2006年9月号	判例研究
2006年10月号	意匠法等の一部を改正する法律について
2006年11月号	地域産業活性化のための取り組み(地域産業の実態)
2006年12月号	周辺業務の実態
2007年1月号	知的財産の価値評価
2007年2月号	企業の知財戦略
2007年5月号	第12回知的財産誌上研究発表会
2007年6月号	1. インターネット上の知財データの活用 2. 平成18年度著作権委員会
2007年7月号	第12回知的財産誌上研究発表会
2007年8月号	女性弁理士
2007年9月号	平成18年度改正特許法
2007年10月号	特許明細書作成実務
2007年11月号	最近の米国判例
2007年12月号	環境技術
2008年1月号	環境技術
2008年2月号	知財を取り巻く世界情勢
2008年3月号	既登録弁理士の継続研修
2008年4月号	様々な環境・業務に従事する弁理士
2008年5月号	第13回知的財産権誌上研究発表会
2008年6月号	中国の知的財産制度
2008年7月号	良い明細書の作成方法
2008年8月号	平成19年度著作権・コンテンツ委員会
2008年9月号	農林水産分野における知的財産
2008年10月号	知財コンサルティング
2008年11月号	審査・審判実務の実態
2008年12月号	事務所経営
2009年1月号	1. 国際出願 2. 弁理士制度110周年に寄せて
2009年2月号	支部の活動紹介(前編)
2009年3月号	支部の活動紹介(後編)
2009年4月号	1. 知財流通 2. 海外の審査動向
2009年5月号	第14回知的財産権誌上研究発表会
2009年6月号	弁理士会の新しい取り組み

## 第4編 日本弁理士の活動状況

2009年7月号	バイオ・ライフサイエンス委員会
2009年8月号	1. 著作権 2. 第14回知的財産権誌上研究発表会質疑応答の部
2009年9月号	中国
2009年10月号	欧州
2009年11月号	ビジネス関連発明
2009年12月号	特許審査手続における意見書と補正書
2010年1月号	海外で活躍する知財プロフェッショナル
2010年2月号	日本弁理士会知的財産支援センター10周年
2010年3月号	日本弁理士会の附属機関及び委員会の紹介
2010年4月号	不正競争防止法
2010年5月号	第15回知的財産権誌上研究発表会
2010年6月号	座談会「進歩性判断の問題を探求する」
2010年7月号	バイオ・ライフサイエンス
2010年9月号	著作権
2010年10月号	新興国における模倣品対策(商標・不正競争防止法等を中心に)
2010年11月号	地方(西日本)における知財
2010年12月号	北海道における知財
2011年1月号	調停・仲裁を活かせ!! <知的財産に「裁判外紛争解決」という発想>
2011年2月号	意匠
2011年3月号	発明の捉え方
2011年4月号	1. 日本弁理士会新旧会長対談 2. ソフトウェア関連発明
2011年5月号	第16回知的財産権誌上研究発表会
2011年6月号	東南アジア・オーストラリアにおける知財
2011年7月号	特許制度の経済効果
2011年8月号	商標
2011年9月号	バイオ・ライフサイエンス
2011年10月号	ライセンス契約の実務
2011年11月号	知財教育
2011年12月号	任期付審査官
2012年1月号	欧州(仏)
2012年2月号	平成23年特許法改正(前編)
2012年3月号	平成23年特許法改正(後編)

2012年4月号	米国特許法改正
2012年5月号	知的財産権誌上研究発表会
2012年6月号	日本弁理士会中央知的財産研究所設立15周年記念
2012年7月号	商標
2012年8月号	1. 意匠 2.7月号継続特集《商標》
2012年9月号	中国
2012年10月号	ソフトウェア
2012年11月号	情報漏えい対策と防災対策からみた弁理士の危機管理
2012年12月号	能力担保研修
2013年1月号	知財における人材育成
2013年2月号	パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト・知財教育
2013年3月号	外国特許出願においてすべきこと、すべきでないこと
2013年4月号	パロディ
2013年5月号	第18回知的財産権誌上研究発表会
2013年6月号	弁理士の拡大された業務範囲
2013年7月号	弁理士の海外研修・海外勤務
2013年8月号	現地代理人に聞く、権利化阻止及び無効化について
2013年9月号	意匠
2013年10月号	水際制度
2013年11月号	審査官面接
2013年12月号	実務系委員会活動報告
2014年1月号	農林水産関連分野と知財
2014年2月号	地域貢献するキャラクタ・ネーミングと商標の活用
2014年3月号	第19回知的財産権誌上研究発表会
2014年4月号	スポーツと知財
2014年5月号	進歩性
2014年6月号	日本弁理士会知的財産支援センター設立15周年記念
2014年7月号	調査

【注】平成26(2014)年11月の発行部数は、12,230部。  
内訳は、全弁理士のほか、外部有料購読約400部、寄贈約700部。主な寄贈先は、裁判所、関係官庁、関係団体、大学等。

### Column

#### ■ 「パテント」誌の発行

- 前身は、昭和7(1932)年7月に創刊された「特許と商標」。戦争の激化とともに紙の入手が困難になり、昭和19(1944)年11月号をもって休刊となった。戦後、昭和23(1948)年11月に「パテント」と改題して復刊。現在に至る。「特許と商標」から数えれば80年以上、「パテント」から数えれば65年以上の歴史を有する知的財産に関する専門誌である。



## 第8章

## 品位保持の取り組み

## (1) トラブル対応及び処分手続

弁理士法では、弁理士や特許業務法人が弁理士法に違反したときや重大な非行があったときに、経済産業大臣が戒告、2年以内の業務の停止または業務の禁止の懲戒処分を行うこととされている（弁理士法第32条、第54条）。

一方当会においても、そのような問題ある会員は、経済産業大臣の処分を待つまでもなく、自ら迅速・適切に対処して弁理士の信用を守っていく必要がある。そのため、会則において退会処分を含む会長による処分について定め、綱紀委員会、不服審議委員会及び審査委員会による公正で慎重な調査・審査手続を経て実施することとしている。また、法定の義務研修である継続研修の未受講者についても、受講勧告・督促などの十分な措置を実施した上で処分する手続を定めている。

さらに、弁理士と依頼者などとの業務上のトラブル全般について、早い段階で適切な解決を図ることも弁理士の信頼を確保するために重要であり、弁理士法に基づく紛議調停(弁理士法第67条)や、より簡易で柔軟な運用が可能な苦情相談の手続を定めて運用している。

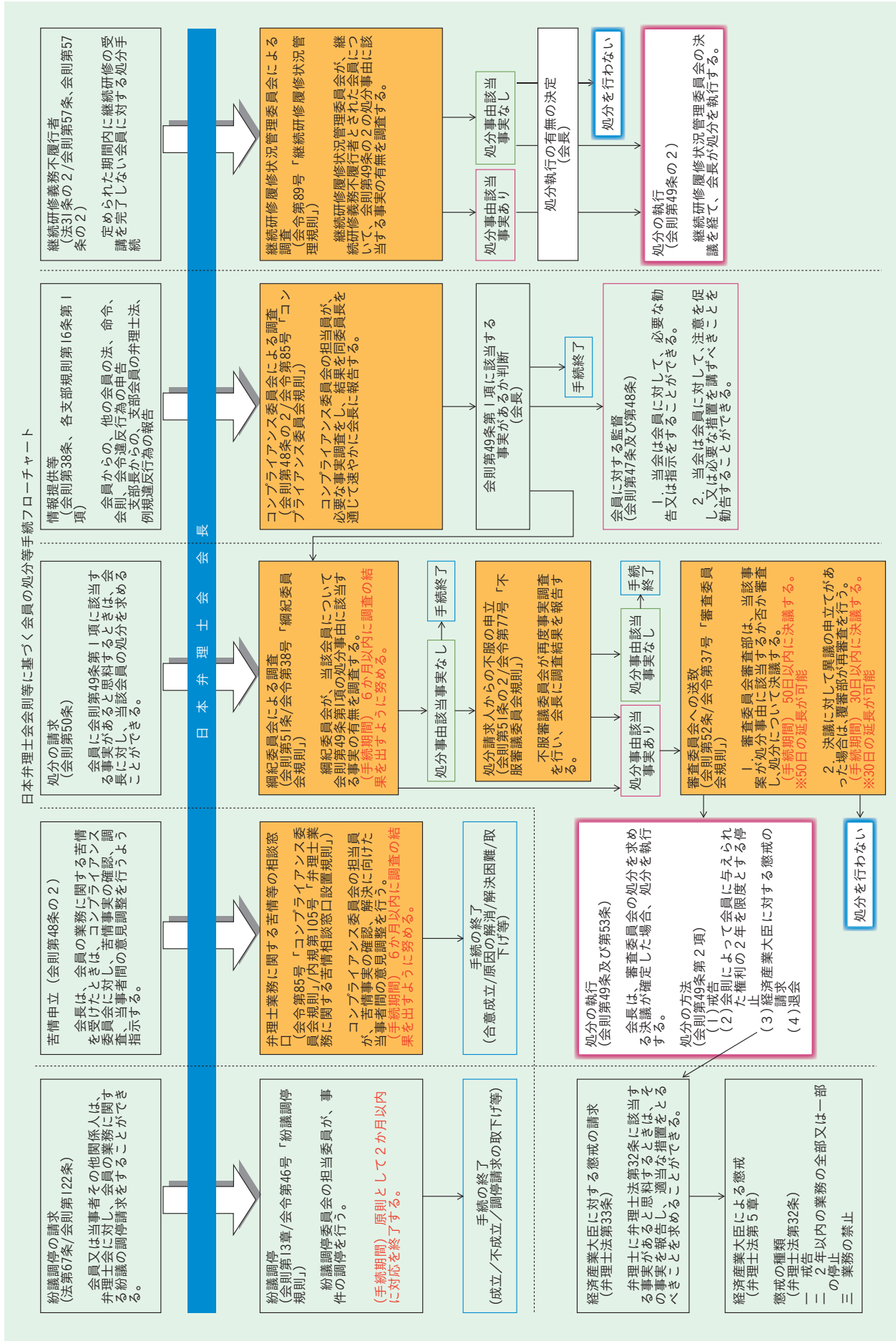
## Column

## ■明治30年の広告

我が国がまだパリ条約にも加盟していない明治30(1897)年3月22日に発行された代表的な英字日刊紙のジャパン・タイムズ(The Japan Times)の創刊号には、早くも工業所有権に関する代理人の広告が掲載されている。即ちY.FUKAHORI、TERUHIKO OKAMURAそしてS.NUKIYAMA三氏の広告がそれぞれである。このうちOKAMURA氏とNUKIYAMA氏は明治32(1899)年に特許代理業者登録が開始されたときの最初の登録代理業者リストに見られる岡村輝彦氏及び抜山庄次郎氏であろうが、Y.FUKAHORI氏の名前はそのリストには見あたらない。

この広告によると、工業所有権に関する代理人が制度化される以前から特許局に対し代理行為を行うものが対外的にPATENT AGENTと自称していたことを知ることができる。さらに当時の英字新聞にこのように代理人が積極的に広告を掲載していたということは、すでに外国事件が少なからず代理人の業務の一部を占めていたこと、外国事件を重視する代理人が複数存在し競合関係が発生していたこと、などの事実を示すものであろう。  
(弁理士制度百年史 126～127頁より抜粋)

① トラブル対応及び処分手続のフロー図



## (2) 苦情申立て、紛議調停請求及び処分請求等

### ① 苦情申立て

弁理士の業務に関する依頼者などからの苦情について、迅速・適切に問題の解決を図るために平成16(2004)年度から「弁理士業務に関する苦情相談窓口」を設置し、現在はコンプライアンス委員会及び会長室が非公開で対応にあたっている。比較的軽微な当事者間の紛争の際に、当事者の選択により、紛議調停より柔軟に対応するための制度である。

当事者双方の主張を聞いて中立の立場から和解を仲介することを本旨とし、事案に関して善悪の判断は行わず、また強制的に解決を図ることはない。

対応の結論としては、当事者の合意形成による問題の解決のほか、当事者の対立が解けないことで終了することもある。

後者の場合には、当該事案が弁理士に対する処分請求、経済産業大臣への懲戒請求、訴訟などの事案に発展することもある。

なお、苦情内容を精査した結果、弁理士に重大な問題があったと判断した場合には、当事者間で問題が解決した場合であっても、弁理士の品位保持・弁理士制度に対する信頼確保の観点から会長に必要な意見を述べることもある。申立対象となった者は、平成18(2006)年度の30人をピークに漸減傾向が続き平成24(2012)年度には10人まで減少したが、平成25(2013)年度には21人に増加した。

### ② 紛議調停

紛議調停は、会員と依頼者、その他関係人（ライセンシーなどの利害関係人）との間に生じた紛議について、弁理士会が調停人として関与して解決を図るもの（弁理士法第67条）であり、会則によって設置された紛議調停委員会が、会長の委嘱を受けて非公開で対応にあたる（会則第120条～127条、会令第46号など）。

当事者の和解を仲介する制度であり、強制的な解決は行わない。結論は、和解の成立、不成立、調停請求の取下げなどであり、調停が成立（和解契約の成立）した場合には、会員などはそれに従わなければならない。紛議調停の請求件数は、毎年度0件～3件、平成25(2013)年度は1件であった。

### ③ 処分請求(綱紀委員会による調査)

誰でも、会員に弁理士法・政省令や会則・会令に違反する事実があると考えたときは、会長にその事実を報告してその会員の処分を請求することができる。

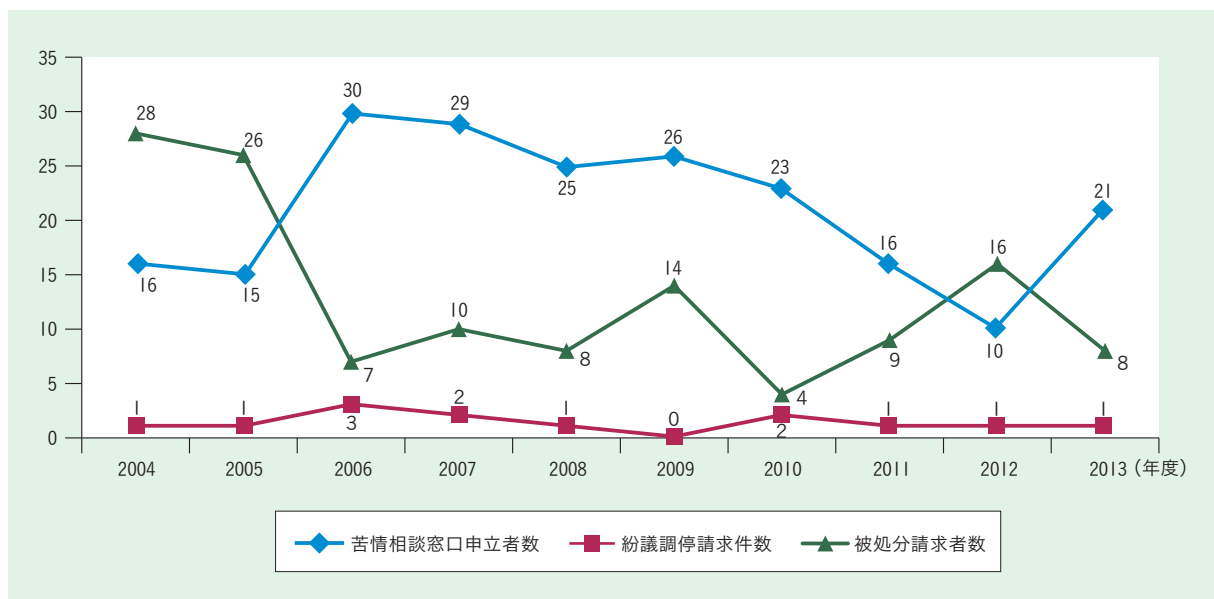
会長は、処分請求があったとき又は会員にその事実があると自ら考えたときは、綱紀委員会に調査を請求しなければならない。綱紀委員会は会員に法令・例規違反の事実があるか否かを非公開で調査し、会長に報告する。

会長は報告を受けて違反事実があると判断したときは、執行役員会の決議を経て、審査委員会に事案を送致する。

なお、処分請求について調査の結果、会員に違反事実がないと判断された場合に、処分請求人が不服であれば30日以内に会長に不服を申し立てることができ、その場合に会長は、不服審議委員会（委員の過半数を会員外の弁護士で構成）に事案の調査を請求しなければならない。不服審議委員会は、事案を再度調査して会長に報告する（会則第49条～52条第1項、第55条、会令第38号、同第77号など）。綱紀委員会の調査対象となった会員（被処分請求者）数は、平成16(2004)年度の28人をピークに翌平成17(2005)年度も26人となっているが、その後は1ケタ～10人台半ばにとどまっ

ている。

④ 苦情相談申立て、紛議調停請求及び処分請求の推移 (①～③のグラフ)



(3) 処分請求 (審査委員会による審査と決議)

審査委員会は、会長から送致された事案について非公開の審査を行い、会員の処分の方法について決議して会長に報告する。処分の方法は、戒告、会則によって与えられた権利の2年を限度とする停止、経済産業大臣への懲戒請求及び退会である(会則第49条第2項)。

会長は、審査委員会の決定が確定し、それが会員の処分を求めるものであるときは、速やかにその処分を執行し、執行後に会報「JPAА ジャーナル」に掲載する(会則第52条第2項、第53条)。

具体的には、①審査委員会内に設置された審査部が事案の審査と決議を行い、審査決定書を対象の会員と処分請求人に送付して会長に報告する。②送付・報告を受けた3者は、内容に不服がある場合には、それぞれ審査委員長に異議を申し立てることができる。③異議の申立てがあったときは、審査委員会内に委員長を部長とする覆審部を設置して審査と決議を行い、結果を上記の3者に送付・報告する。

①に対して異議申立てがなかった場合と、③の決議がされた場合には、決議が確定する。会長は、確定した決議に拘束される(会則第53条第1項)。

審査対象者数は、各年度0人～12人の間で推移しており、平成25(2013)年度は3人であった。処分者数は、毎年度0人～4人である。

処分者数の推移(一般事案) (人)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
戒告	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0
権利停止	0	1	1	1	1	0	1	1	1	2
懲戒請求	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
退会	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
件数合計	0	4	3	3	2	1	1	1	1	2

【注】 処分執行に至らない者を含む。

#### (4) 継続研修、必修研修の受講者数と未受講者数

すべての弁理士は、資質の向上のための研修受講を法令により義務付けられている(弁理士法第31条の2)。この研修には次の2種類がある。

- ①継続研修 5年を1サイクルとして70時間(倫理10時間、業務研修60時間)の受講を繰り返す研修。全弁理士を5グループ(A～E)に分けて運用。
- ②必修研修 会長が科目を指定して、全弁理士に一定の期間内の受講を義務付ける研修(知的財産法改正時など)

いずれも、期間内に受講を完了しなかった者には、さまざまな受講督促を行う。それでも受講を完了しない者は、継続研修履修状況管理委員会の調査を経て会長が処分する(会則第49条の2)。

また、委員会の調査対象となった時点で、その会員の「弁理士ナビ」上の研修履修状況の掲載欄に未履修の旨が表示がされる。

なお、高齢で業務を行わない、病気であるなど一定の場合には受講免除などの措置がある。

未受講者に、さまざまな督促を経て処分手続が開始されるのは、現在の運用状況のもとでは受講期間終了から6か月以上後であり、さらにこの間に病気などで受講できないと認められれば、必要な期間督促・処分手続を保留する。

この処分は、一般の違反事件と異なり、綱紀委員会・審査委員会を経ないで行われる。これは、研修の受講が全弁理士に法令などで義務付けられていて、限定的な受講免除・猶予の条件に該当しない未受講者は確実に違反者となること、及び弁理士会が受講記録などを全て把握しており、督促を繰り返した後に処分手続を開始する時点では、事実関係の確認が実質的にできているためである。一方、最も重い退会処分はこの段階では適用されない。

処分を受けても受講義務は消えず、処分後6か月以内に受講を完了しないと繰り返し処分の対象となる。処分は1度目の戒告(原則)から段階的に重くなり、権利停止の処分をしたときには当会のウェブサイトで氏名、処分の方法、処分に至る経過などを1か月間公表する。繰り返し処分を受けても受講しない者は、最終的にはこの処分スキームから綱紀・審査委員会による一般事案と同様の処分スキームに移行する。この場合、退会処分もあり得る。

なお、継続研修、必修研修制度の導入は平成20(2008)年度であり、未受講による処分者は平成22(2010)年度から発生しているが、平成25(2013)年度は26人と突出した。これは、全会員を5グループに分けて継続研修を実施していたところ、2つのグループに属する未受講者の処分が、結果としていずれもこの年度に行われたためである。処分者は、2つのグループに所属する計約4,000人の弁理士の約0.7%であった。

継続研修、必修研修未受講による処分者数の推移 (人)

年度	2010	2011	2012	2013
戒告	8	1	5	19
権利停止	0	0	0	7
懲戒請求	0	0	0	0
退会	0	0	0	0
合計	8	1	5	26

**(5) 会費滞納による退会者数**

会員が、6か月以上会費を滞納し、督促や退会予告を受けても滞納会費を納付しないときは、行政手続法に規定された聴聞と同様に意見陳述の機会を与え、なお納付しない場合には、執行役員会で当該会員を退会処分とする決定をする（会則第49条第6項、会令第47号）。決定後速やかに会長が経済産業大臣に退会処分の認可申請を行い、認可を得て処分を執行しその会員の弁理士登録を抹消する。

退会処分は、弁理士法第8条に定める欠格事由には該当しないが、弁理士となるには改めて弁理士登録の申請をして当会の承認を受けなければならない(弁理士法第61条、24条)。

聴聞の実施は、弁理士法や会則等に明文の規定があるものではないが、退会処分により弁理士登録を抹消された者は、不服があるときは経済産業大臣に行政不服審査法による審査請求を行える(弁理士法第26条、第21条)ことから、行政手続法で「名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき」には聴聞を行わなければならないと規定されていることを考慮して、被処分者に対して処分内容及び理由を通知し、意見陳述の機会を与えることにしたものである（行政手続法第13条第1項第1号ロ、第15条～第28条）。

なお、一般の事案の場合の退会処分は、綱紀委員会において会員に対する十分な意見陳述の機会の確保を会則等で規定している。

退会処分件数は、従来0件～2件の範囲で推移してきたところ、平成25(2013)年度は4件となった。

(人)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
退会処分者数	0	0	0	0	2	0	0	2	1	4

## 第9章

## 研究・レポート

## (1) 中央知的財産研究所の概要

中央知的財産研究所は、平成8(1996)年4月1日に、附属機関として設置され、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的として、活動している。

研究成果は「公開フォーラム」、「会員向け研究発表会」、「別冊パテント」などを通じて、発表している。

## (2) 過去の研究課題と研究員、研究成果

2014.11 末現在

No.	研究課題	研究年度	報告書発行日 (報告書の号数)	会員外研究員	
				主任	研究員
1	弁理士のあり方(※研究報告書のテーマは「これからの弁理士」)	1996~1998年度	1998年1月30日(第1号)、 1998年12月28日(第3号)	中山信弘	相澤英孝、森本修
2	“ソフトウェアの発明”に関する研究	1997~1999年度	1998年10月30日(第2号)、 2000年1月31日(第4号)	相澤英孝	中山信弘
3	意匠法と不正競争防止法第2条第1項第3号との関係について	1998~1999年度	2000年2月29日(第5号)、 2000年9月30日(第6号)	満田重昭	青柳吟子、佐藤恵太、中山信弘、松村貞夫
4	バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方(関西)	2000~2001年度	2002年5月31日(第9号)	大瀬戸豪志	高野勇
5	ビジネス関連特許について	2000~2001年度	2001年3月31日(第7号)、 2002年3月31日(第8号)	相澤英孝	井上由里子、中山信弘
6	不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号による商品形態の保護について	2000~2001年度	2002年5月31日(第10号)	満田重昭	青柳吟子、佐藤恵太、土肥一史、中山信弘
7	均等論について	2000~2001年度	2002年12月31日(第11号)	高林 龍	井上由里子、松本直樹
8	不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号について	2001~2002年度	2004年3月31日(第12号)	満田重昭	青柳吟子、佐藤恵太、土肥一史、中山信弘
9	特許を受ける権利の研究(関西)	2002~2003年度	2004年4月30日(第13号)	大瀬戸豪志	辰巳直彦、高安秀明
10	クレーム解釈論	2002~2003年度	2005年3月31日(第15号)	高林 龍	大淵哲也、田村善之、松本直樹
11	これからの知的財産で保護すべきもの	2002~2004年度	2006年3月31日(第18号)	相澤英孝	中山信弘、横山久芳、末吉亙
12	不正競争防止法における表示に関する権利の実現	2003年度	2005年3月31日(第16号)	満田重昭	青柳吟子、佐藤恵太、土肥一史、中山信弘
13	不正競争防止法第2条第1項第14号について	2004年度	2005年8月31日(第17号)	満田重昭	佐藤恵太、土肥一史、中山信弘、林いづみ
14	損害賠償論	2004~2006年度	2009年1月31日(第24号)	高林 龍	大淵哲也、前田陽一、竹中俊子、松本直樹、美勢克彦、飯塚卓也
15	コンピュータ・プログラムに関する法的保護(関西)	2004~2005年度	2006年6月30日(第19号)	〔前半期間〕 大瀬戸豪志 〔後半期間〕 愛知靖之	茶園成樹
16	技術標準と特許権について	2004年度	2005年1月31日(第14号)	苗村憲司	
17	不正競争防止法における営業秘密の保護について	2005~2006年度	2006年12月31日(第20号)	満田重昭	佐藤恵太、土肥一史、中山信弘、林いづみ、小島立

## 第4編 日本弁理士会の活動状況

18	知財信託について	2005~2006年度	2007年3月31日(第21号)	新井 誠	福井秀夫、塩澤一洋、太田康広、住田孝之、下別府則竹、二村隆章、皆見一夫、大串淳子
19	弁理士試験制度について	2005年度	研究終了	渡部俊也	渡邊惺之、宮川美津子
20	複数人が関与する知的財産権侵害について〔関西〕	2006~2007年度	2008年3月31日(第22号)	愛知靖之	大瀬戸豪志、鈴木將文、宮脇正晴、山名美加
21	クレーム解釈をめぐる諸問題	2006~2008年度	2008年12月31日(第23号)	高林 龍	大淵哲也、田村善之、竹中俊子、増井和夫、美勢克彦、飯塚卓也
22	進歩性について	2006~2008年度	別冊パテント第3号 2010年3月19日(第27号)	大淵哲也	中山信弘、高林 龍、竹中俊子、平嶋竜太、松本直樹、相田義明
23	商標の使用について	2006~2008年度	別冊パテント第1号 2009年3月30日(第25号)	土肥一史	上野達弘、宮脇正晴、小島 立、古城春実、林いづみ
24	特許法第104条の3に関する研究〔関西〕	2007~2009年度	別冊パテント第2号 2010年2月8日(第26号)	鈴木將文	大瀬戸豪志、井関涼子、松田一弘、宮脇正晴、平嶋竜太、大友信秀
25	訂正・補正を巡る諸問題	2008~2010年度	別冊パテント第4号 2011年3月14日(第28号)	高林 龍	大淵哲也、田村善之、竹中俊子、中山信弘、三村量一、増井和夫、美勢克彦、飯塚卓也
26	商標の基本問題	2008~2010年度	別冊パテント第5号 2011年3月30日(第29号)	土肥一史	上野達弘、宮脇正晴、小島 立、蘆立順美、金子敏哉、古城春実、林いづみ
27	明細書を巡る諸問題	2010~2012年度	別冊パテント第9号 2013年2月20日(第34号)	高林 龍	大淵哲也、田村善之、中山信弘、三村量一、増井和夫、飯塚卓也
28	商標の基本問題 - 混同を巡る諸問題 -	2010~2012年度	別冊パテント第8号 2012年12月20日(第33号)	土肥一史	上野達弘、宮脇正晴、小島 立、蘆立順美、金子敏哉、古城春実、林いづみ
29	審判及び関連する制度の研究〔関西〕	2009~2011年度	別冊パテント第6号 2011年7月29日(第30号) [中間報告] 別冊パテント第7号 2011年12月22日(第31号) 報告書 [最終報告]	鈴木將文	大瀬戸豪志、茶園成樹、井関涼子、平嶋竜太、宮脇正晴、興津征雄
30	弁理士業務における利益相反についての研究	2010~2011年度	2012年3月31日(第32号)	佐上善和	渡邊惺之、鹿野菜穂子
31	知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題〔関西〕	2011~2012年度	別冊パテント第10号 2013年3月22日(第35号)	鈴木將文	愛知靖之、大瀬戸豪志、井関涼子、平嶋竜太、
32	弁理士法の改正	2012年度	研究終了	杉村純子	相澤英孝、渡部俊也、安念潤司、末吉互
33	複数の知的財産法による保護の交錯	2012~2013年度	別冊パテント第11号 2014年3月20日(第36号)	土肥一史	茶園成樹、上野達弘、宮脇正晴、横山久芳、金子敏哉、末吉互、足立勝
34	間接侵害に関する研究〔関西〕	2013~2014年度	別冊パテント第12号 2014年9月30日(第37号)	鈴木將文	大瀬戸豪志、井関涼子、平嶋竜太、愛知靖之
35	権利行使に強い明細書とは?	2013~2014年度	研究中	高林 龍	大淵哲也、田村善之、中山信弘、吉田広志、増井和夫、三村量一
36	続 複数の知的財産法による保護の交錯～実務上の課題を中心として～	2014~2015年度	研究中	土肥一史	茶園成樹、上野達弘、宮脇正晴、横山久芳、金子敏哉、末吉互、足立勝
37	進歩性について - 更なる研究 -	2014~2015年度	研究中	高林 龍	大淵哲也、田村善之、中山信弘、吉田広志、三村量一
38	知的財産と国境〔関西〕	2014~2016年度	研究中	鈴木將文	茶園成樹、井関涼子、平嶋竜太、横溝 大、愛知靖之、大瀬戸豪志



## 第10章

## 意見・声明

当会は、会務活動、弁理士制度や知的財産制度に関する意見や考え、報告を積極的に社会に発信している。

過去にホームページに掲載した意見・声明は次のとおりである。内容についてはウェブサイトをご参照下さい。

2006.4.17	東京理科大学 知的財産専門職大学院 (MIP) 日本弁理士会が共同研究を開始
2006.6.1	福岡県と知財支援協定締結
2006.6.1	鳥取県と知財支援協定締結
2006.6.21	大分県と知財支援協定締結
2006.7.3	「知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について」に関してパブリックコメントを提出
2006.8.31	弁理士の報酬制度について (朝日新聞記事に関する所感)
2006.10.27	日本弁理士会が WIPO (世界知的所有権機関) のオブザーバーの地位を得ました。
2007.4.23	2007 年度会長就任挨拶
2007.10.4	内閣総理大臣の所信表明演説によせて
2007.11.30	模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) 構想について
2008.1.7	2008 年 会長年頭所感
2008.1.18	福田首相の施政方針演説について
2008.4.1	任期二年目に際しての会長挨拶
2009.1.5	2009 年 会長年頭所感
2009.4.1	2009 年度 会長就任挨拶
2009.12.16	「模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)」構想について
2010.1.4	2010 年 会長新年挨拶
2010.3.31	意見書 (特許制度研究会における日本弁理士会の意見)
2010.4.1	任期 2 年目に際してのご挨拶
2010.6.9	菅直人内閣総理大臣に期待致します
2010.6.16	菅直人首相の所信表明に寄せて
2010.6.23	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関する意見
2010.9.15	[提言] 特許出願件数激減への対応策をとるべきである
2010.10.21	筒井会長、NHK ニュースでコメント
2010.10.28	特許特別会計の維持について
2010.12.8	特許等出願件数激減に対する緊急対応策を講じることにする決議
2011.1.4	2011 年 会長新年挨拶
2011.1.19	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「技術的保護手段に関する中間まとめへの意見」
2011.3.14	東北地方太平洋沖地震についての会長声明
2011.4.1	2011 年度 会長就任挨拶
2011.7.22	特許庁「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準改訂案に対する意見募集への意見提出
2011.8.17	特許庁「平成 23 年改正法対応 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き(案)」に関する意見募集への意見提出
2011.10.25	「偽造品の取引の防止に関する協定 (仮称) (ACTA)」の署名について
2011.11.28	特許庁「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令案」に関する意見募集への意見提出
2011.12.1	特許庁「「特許権の存続期間の延長」の審査基準改訂案」に関する意見募集への意見提出
2011.12.16	中国国家知識産権局宛特許表示の表記方法にかかるパブコメ提出 (日本文)

## 第4編 日本弁理士の活動状況

2011.12.16	中国国家知識産権局宛特許表示の表記方法にかかるパブコメ提出 (中国文)
2011.12.16	USPTO 宛 -Prior User Rights に関するパブコメ提出
2011.12.16	USPTO 宛 IDS 要件にかかるパブコメ提出
2011.12.16	総務省宛「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」に関する意見
2011.12.19	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見書
2011.12.19	中国商標法改正案意見募集稿に対するコメント
2011.12.19	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見
2012.1.4	2012年 会長新年挨拶
2012.1.13	特許庁「期間徒過後の手續に関する救済規定に係るガイドライン(案)」に関する意見募集への意見提出
2012.1.19	「商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示に対する意見書」
2012.1.19	JPAAComments MMrev
2012.2.17	「知的財産推進計画2012」策定へ向けた意見 (標準化ステージアップ戦略、知財イノベーション戦略)
2012.2.17	「知的財産推進計画2012」策定へ向けた意見 (最先端デジタル・ネットワーク戦略)
2012.3.1	特許庁「審判便覧の改訂(第14版)」の意見募集への意見提出
2012.3.15	法務省大臣官房司法法制部に対する意見提出
2012.3.19	WIPO SCP Comments
2012.4.2	任期2年目のご挨拶
2012.4.3	USPTO Comments ①
2012.4.3	USPTO Comments ②
2012.6.19	今後のEPA交渉に係る要求すべきルール
2012.6.19	経済連携で要求すべき知財ルール追加
2012.6.19	中国版権局宛コメント
2012.6.19	電子商取引情報財取引等準則改訂案意見
2012.6.19	中国最高人民法院宛意見
2012.6.19	中国知識産権局宛コメント
2012.7.13	中国・韓国・台湾庁会合への議題提案
2012.8.24	画像デザインの保護に関する意見書
2012.9.13	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見
2012.9.13	商標審査基準改正案に対する意見
2012.10.4	「歌手名・音楽グループ名」よりなる商標を拒絶する運用についての要望書
2012.10.10	山中伸弥教授の「ノーベル生理学・医学賞」受賞に寄せて
2012.10.10	USPTO Comments (Proposed Examination Guidelines)
2012.10.10	USPTO Comments (Proposed Rules)
2012.10.10	ヘーグ特有事項の対応
2012.10.10	国際出願に関する対応
2012.10.10	国際出願の環境に関する対応
2012.10.10	国際登録に関する対応
2012.10.17	特許庁業務・システム最適化計画(改定案)に対する意見
2012.10.29	日・トルコ経済連携協定交渉に係る要求すべきルール
2012.11.22	画像デザインに関する意見書
2012.11.22	自己指定に関する意見書
2012.12.13	JIS規格変更に伴う字形事象について
2013.1.4	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書「商標制度の在り方について」(案)への意見
2013.1.4	2013年 会長新年挨拶
2013.1.17	意見書 一強く安定した権利の早期設定の実現に向けて一
2013.1.25	日・EU経済連携交渉にかかる提案
2013.2.5	USPTO Comments (RCE)
2013.2.14	中華商標法改正案に関する意見提出の件
2013.4.1	平成25年度 会長就任のご挨拶

2013.4.2	Comments from JPAA to Rule 36 EPC
2013.4.8	審査基準改訂案等に対する意見
2013.6.28	「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（ライセンス契約に関する規定）について
2013.8.5	インド特許庁に対するソフト委員会意見
2013.8.22	TPP 政府対策本部からの第2回意見募集に対する意見提出(8/15 付)
2013.9.17	商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見
2013.9.17	コンセント制度導入に関する意見書
2013.10.28	中国専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き（意見募集稿）に関する意見
2013.11.21	司法試験改革についての会長所感(11/21 付)
2013.11.22	「出版関連小委員会中間まとめへの」意見(10/24 付)
2014.1.1	平成26年 日本弁理士会会長 新年のご挨拶
2014.3.24	職務発明に関する弁理士会の意見書
2014.4.1	就任2年目のご挨拶
2014.4.25	弁理士法の一部改正にあたって

## 第11章

### その他の活動

#### (1) 会員総合相談窓口

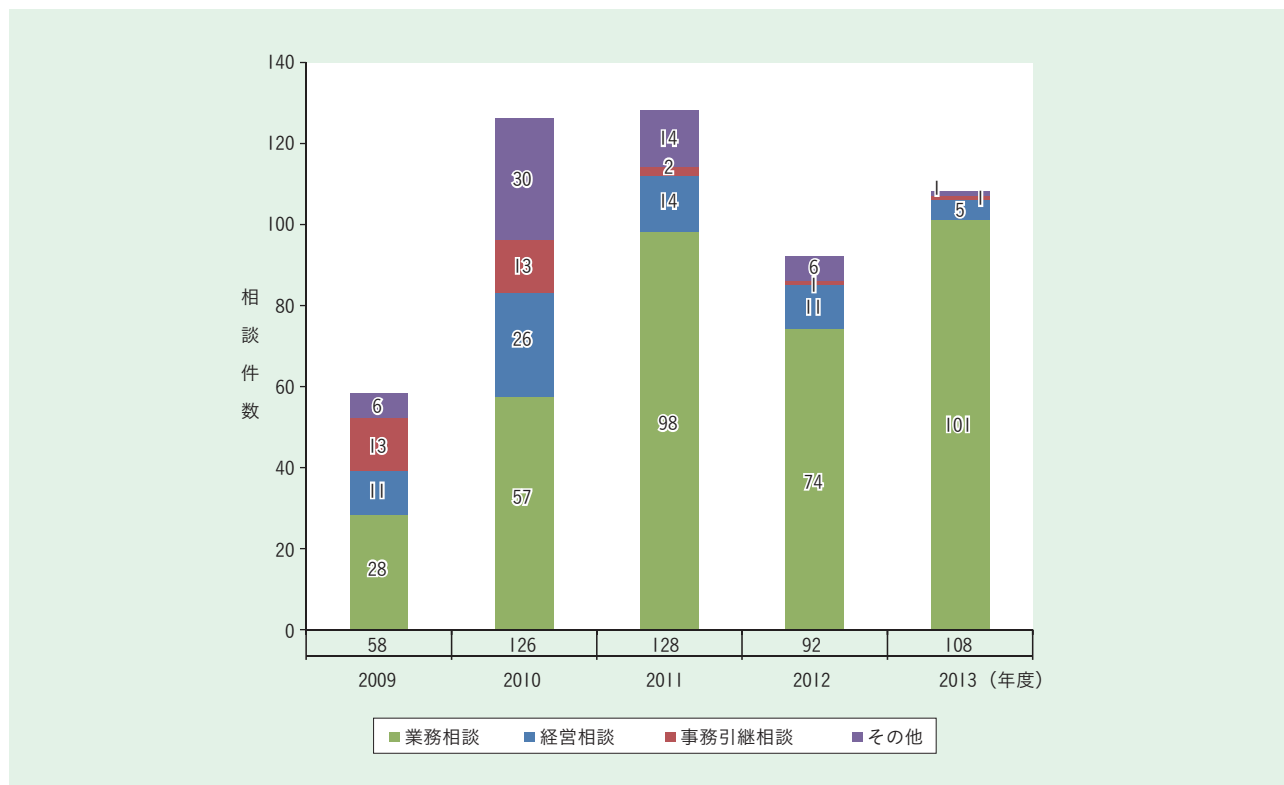
会員サポート事業の一環として、平成 21(2009)年 12 月 1 日に開設した。相談員の弁理士が、会員からの弁理士業務や事務所運営に関する様々な相談に応じている。また、相談内容によっては、専門家(弁護士、税理士、社労士等)の紹介も行う。

(相談例) ● 依頼者に対する料金説明について、どの程度の説明が必要か。

- 手続き期限が近づいているが、依頼者と連絡が取れず困っている。
- 事務所開設の際の諸手続きについて知りたい。
- 事務所の運営資金に利用できる公的融資制度が知りたい。
- 事務所の業務を承継してくれる弁理士を探したい。

また、毎年 1 回、相談事例をまとめた「会員総合相談窓口相談事例 Q & A 集」を発行し、会員向けサイト(電子フォーラム)で周知を行っている。

年間相談件数と主な相談内容



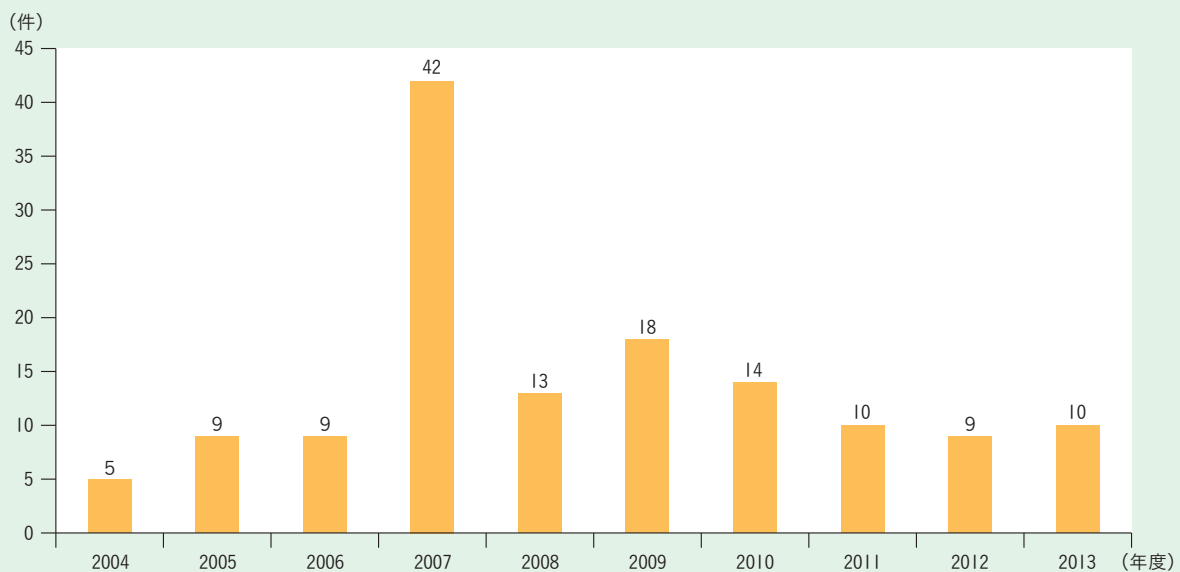
## (2) 非弁理士行為への対応

弁理士法第75条では弁理士でない者が報酬を得て、特許庁への出願手続の代理や書類の作成、鑑定などを業として行うこと(以下「非弁理士行為」という。)を禁じている。

当会の業務対策委員会では、このような非弁理士行為が起きないように調査・検討をしており、非弁理士行為のおそれがある場合には、注意喚起をしている。

また内容によっては、非弁理士行為を警告してその責任を追求するだけでなく、告発も行っている。

過去10年間における業務対策委員会の非弁理士行為への対応件数



### Column

#### ■平成17(2005)年頃から弁理士の派遣依頼が急増！

平成16(2004)年、内閣の「知的財産戦略本部」が策定した「知的財産推進計画2004」に、中小企業等の知的財産活動を支援するため、経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備することが盛り込まれた。翌年、全国9カ所に「知的財産戦略本部」が設置され、知財支援施策の全国的な展開が始まった。

各地の戦略本部は、平成17(2005)年度から平成18(2006)年度を「第1フェーズ(立ち上げ期)」、平成19(2007)年度から平成21(2009)年度を「第2フェーズ(普及・発展期)」、平成22(2010)年度から平成25(2013)年度を「第3フェーズ(活動強化期)」と位置づけて様々な施策を実施した。

そしてその時々、経済産業局などをはじめ、地域の自治体や大学、商工会議所などの中小企業関係団体等から各支部に、相談員や講師の派遣依頼、公的委員の就任依頼などが増えてきた。

また当時、アジアでの模倣品問題が世界的に大きな問題となっており、その対応の必要性もあって、各機関や団体から弁理士の派遣依頼が増加したのではないかとと思われる。

一方当会では、平成18(2006)年4月1日からの地域団体商標制度の開始に合わせて「商標キャラバン隊」を全国展開したことから、弁理士の派遣依頼も急増した。

平成18(2006)年頃は、ちょうど当会の全国支部化が完了する時期にも当たり、プロパテントの大きな波にタイミングよく乗ったといえるだろう。

この頃に地方自治体等との知財支援協定の締結開始が集中しているのも、その現れと言えるだろう。

### (3) 弁理士法改正への対応

我が国の弁理士制度の根拠法規は、明治32(1899)年公布の「特許代理業者登録規則」(同年施行)に始まり、明治42(1909)年公布の「特許弁理士令」(同年施行)、大正10(1921)年公布の「弁理士法」(翌年施行)へと受け継がれていく。その後は弁理士法の抜本的な改正がないまま約80年が経過した。この間に、時代に合った、弁理士の実態を反映した弁理士法の改正は、日本弁理士会の悲願ともいべきものとなっていった。

#### ① 平成12年全部改正

平成10(1998)年、特許庁総務部長の私的懇談会として「21世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」が発足し、弁理士法改正問題についての各界関係者による意見交換が始まり、弁理士法の見直しに向けた動きが始まった。その時代的背景としては、(1)WTO・TRIPS協定の発効などを受けた知的財産の社会的認識の高まり、(2)規制緩和推進3か年計画における我が国の資格制度の見直し、(3)弁理士の量的拡大ニーズなどがあったといえよう。

平成12(2000)年公布、平成13(2001)年1月6日に施行された弁理士法の全部改正は、おおむね次のような内容を盛り込んでいる。なお、新しい弁理士試験制度は平成14年(2002)1月1日に施行され、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、著作物、技術上の秘密に関する売買契約、ライセンス契約の仲介・代理については平成14年(2002)2月1日に施行された。

##### <1> 一般的事項

- 目的規定、職責規定の新設
- 弁理士の資格要件の見直し、国籍要件・国内居住要件の廃止
- 守秘義務、信用失墜行為の禁止、利益相反行為、会則遵守義務などの明確化
- 懲戒制度の整備と罰則の強化
- 特許料などの納付手続などに係る代理業務を一般に開放

##### <2> 弁理士の業務範囲の拡大

- 特定不正競争制度の導入
- 税関における輸入差止申立手続などにおける権利者側の代理
- 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、特定不正競争に関する事件に関する仲裁手続・和解手続の代理(経済産業大臣が指定した機関における代理)
- 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、著作物、技術上の秘密に関する売買契約、ライセンス契約の仲介・代理(平成14(2002)年2月1日施行)
- 補佐人としての業務に尋問権を追加

##### <3> 弁理士試験制度の改革(平成14(2002)年1月1日施行)

- 受験資格要件の撤廃、予備試験の廃止
- 短答式筆記試験の科目に著作権法と不正競争防止法を追加
- 一定の資格を有する者に対して、論文式筆記試験選択科目を免除

##### <4> 特許業務法人制度の創設

- 2名以上の弁理士が社員となって特許業務法人を構成、社員は無限責任を負う

#### ② 平成14年一部改正

この全部改正の時期に同時に進行していた司法制度改革において、専門性の高い事件の処理促進と

して、知的財産関係事件が取り上げられていた。全部改正を終えたばかりの弁理士法に、平成14(2002)年公布、翌平成15(2003)年に施行された一部改正によって、特定侵害訴訟代理制度が導入された。その主な内容はおおむね次のようなものである。

- <1> 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、特定不正競争などに関する侵害訴訟における弁理士の訴訟代理権を規定（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る）
- <2> 特定侵害訴訟代理業務試験に合格して弁理士登録簿に付記の登録を受けた弁理士が特定侵害訴訟代理業務を行うことができる
- <3> 裁判所が相当と認めた場合は弁理士が単独出廷できる

### ③ 平成17年一部改正

更に、司法制度改革においては裁判外紛争解決の充実が検討テーマとして取り上げられ、再び弁理士法の改正が行われた。即ち、平成17(2005)年公布・施行の弁理士法一部改正によって、弁理士法第4条第2項第2号に規定されていた「仲裁事件の手続」が「裁判外紛争解決手続」に改められると共に、弁理士の代理業務の対象に、「著作物に関する権利に関する事件」が追加された。

### ④ 平成19年一部改正

その後、平成12(2000)年改正の弁理士法は、附則第13条に規定された施行後5年を経過した際の見直しが行われ、国家戦略としての知的財産の重要性の高まりや、充実した弁理士のサービス提供に対する期待、拡充した弁理士の業務遂行能力の向上などの問題に対応した改正が行われた。平成19(2007)年公布、平成20(2008)年施行の一部改正の内容はおおむね次のようなものである。

#### <1> 実務修習制度の導入

- 弁理士登録をしようとする者に対して、登録前に実務能力を担保するための実務修習の受講を義務化
- 実務修習は経済産業大臣が行う（経済産業大臣に代わって指定修習機関が行うことができる）

#### <2> 継続研修制度の導入

- 弁理士は、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を、定期的に受講することを義務化

#### <3> 弁理士の業務範囲の拡大

- 特定不正競争の範囲の拡大
- 税関における輸出入差止手続などにおける権利者側の代理に加えて、輸出入者側の代理を追加
- 外国の行政官庁などに対する特許、実用新案、意匠、商標に関する権利に関する手続に関する資料作成、その他の事務を追加

#### <4> 弁理士試験制度の見直し

- 短答式試験合格者は、合格から2年以内に行われる短答式試験を免除
- 工業所有権に関する科目の単位を修得して大学院を修了した者は、修了から2年以内は、短答式試験のうち工業所有権に関する法令及び条約を免除
- 論文式試験必須科目の合格者は、合格から2年以内に行われる論文式試験必須科目を免除
- 論文式試験選択科目の合格者は、その後に行われる論文式試験選択科目を免除

#### <5> 弁理士の義務、責任などの見直し

- 非弁理士に対する名義貸しの禁止を規定
- 弁理士の懲戒事由に、「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を追加

## 第4編 日本弁理士会の活動状況

- 懲戒処分の内容に、「業務の一部の停止」を追加
- 懲戒の規定違反に対する処罰を強化(業務の停止の処分に違反した者は、直接に、刑罰の対象となる)

### <6> 特許業務法人における指定社員制度の導入

- 特許業務法人制度において、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無制限責任を負う制度を追加

### <7> 弁理士に関する情報の公表

- 経済産業大臣及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に業務を依頼しようとする者の選択に資する情報を公表

平成19年公布によるこの改正は、研修制度の導入という大きな改正内容を含んでおり、日本弁理士会の役割は従来にも増して大きなものとなっていく。このとき規定された附則第17条も、更に施行後5年を経過した際の見直しを規定しており、この附則の規定に基づいた見直しが、直近の改正へと結びつくことになる。

## ⑤ 平成26年一部改正

当会は平成25(2013)年の見直しに際して、平成12(2000)年公布の弁理士法の総決算としての意味合いも含めて、知的財産立国の担い手としての人的基盤の整備というとらえ方で臨んだ。産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の報告書は、(1)イノベーションを支えるための業務基盤等の整備、(2)裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供、(3)グローバルな強さに貢献するための資質の向上という切り口でまとめられ、おおむね次のような内容を盛り込んだ改正が、平成26(2014)年5月に公布された。なお、施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

### <1> 弁理士の使命

- 弁理士法第1条の目的条項に代わって使命条項を規定

### <2> 弁理士の業務範囲の見直し

- 意匠の国際登録に関するハーグ協定に係る出願業務を追加
- 税関関連の水際業務、裁判外紛争処理業務に関する相談業務を明記
- 出願以前のアイデア段階における発明発掘などの相談業務を明記

### <3> 利益相反規定の見直し

- 業務を行い得ない事件(第31条、第48条)の見直しとして、弁理士が特許業務法人在籍中に「自らこれに関与したもの」という限定を行った

### <4> 日本弁理士会の自治の強化

- 経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止



弁理士法改正の時期と概要

	①平成12年 全部改正	②平成14年 一部改正	③平成17年 一部改正	④平成19年 一部改正	⑤平成26年 一部改正(未施行)
改正の背景事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財の社会的重要性の高まり</li> <li>・規制緩和推進3か年計画(資格制度の見直し)</li> <li>・弁理士の量的拡大ニーズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法制度改革の推進(専門性の高い事件の処理促進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法制度改革の推進(裁判外紛争解決の充実)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12(2000)年改正の弁理士法施行後5年を経過した際の見直し(附則第13条)</li> <li>・国家戦略としての知的財産の重要性の高まり</li> <li>・充実したサービスの提供に対する期待</li> <li>・増員した弁理士の業務遂行能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19(2007)年改正の弁理士法施行後5年を経過した際の見直し(附則第17条)</li> <li>・知的財産立国の担い手としての人的基盤の整備</li> </ul>
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定不正競争の導入</li> <li>・不正競争防止法第2条第1項第1号～第3号、第4号～第9号(技術上の秘密に限定)</li> <li>○輸入差止申立手続などにおける権利者側の代理(税関)</li> <li>○仲裁、和解手続の代理(指定機関内)</li> <li>○契約締結の代理</li> <li>○補佐人業務に尋問権を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定侵害訴訟代理制度(付記弁理士制度)の創設</li> <li>・特定侵害訴訟代理業務試験制度の導入</li> <li>・弁護士との共同受任、共同出廷(原則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仲裁事件の手続」から「裁判外紛争解決手続」に変更</li> <li>○裁判外紛争解決手続に、「著作物に関する権利に関する事件」を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定不正競争の範囲拡大</li> <li>・原産地等誤認惹起行為(第13号)のうち、商標に関するもの</li> <li>・競争者営業誹謗行為(第14号)のうち、工業所有権、回路配置、技術上の秘密についての虚偽の事実に関するもの</li> <li>・代理人等商標無断使用行為(第15号)</li> <li>○輸出入差止申立手続などにおける輸出入者側の代理を追加(税関)</li> <li>○外国出願関連業務の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談業務の明確化</li> <li>・発明発掘などの相談</li> <li>・水際手続・ADR手続の相談</li> <li>○ハーグ協定加入に伴う意匠法の改正に係る業務の追加</li> </ul>
試験制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受験資格要件の撤廃</li> <li>○予備試験の廃止</li> <li>○短答式筆記試験に著作権法、不正競争防止法を追加</li> <li>○論文式筆記試験選択科目免除制度の導入(一定の資格者、大学院修了者)</li> <li>○論文式筆記試験選択科目の再編(省令事項)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○短答式筆記試験免除制度の導入</li> <li>・合格から2年以内の免除</li> <li>・知財専門職大学院の所定科目修了者(修了から2年以内の免除)</li> <li>○論文式筆記試験必須科目免除制度の導入(合格から2年以内の免除)</li> <li>○論文式筆記試験選択科目免除制度の拡充(合格者はその後永年の免除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短答式試験への科目別合格基準の導入(省令事項)</li> <li>○論文式筆記試験選択科目における選択問題の集約(省令事項)</li> </ul>

## 第4編 日本弁理士会の活動状況

	①平成12年 全部改正	②平成14年 一部改正	③平成17年 一部改正	④平成19年 一部改正	⑤平成26年 一部改正(未施行)
				○工業所有権法令に係る論文式筆記試験において、関連した条約の解釈等もあわせて問うことを省令で明確化	
研修制度	○附則第6条の研修受講義務(著作権、不競法)			○実務修習制度の導入(登録前) ○継続研修の義務化(登録後)	
義務と責任	○懲戒制度の整備、罰則の強化 ○守秘義務、信用失墜行為の禁止、会則遵守義務 ○利益相反行為の明確化			○非弁理士に対する名義貸しの禁止 ○弁理士の懲戒事由に、「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を追加 ○懲戒処分の内容に、業務の一部の停止を追加 ○処罰の強化	○利益相反規定の見直し
法人制度	○特許業務法人制度の創設 ・社員は弁理士のみ ・社員は2名以上 ・無限責任			○指定社員制度の導入	
その他	○目的規定、職責規定の新設 ○国籍要件、国内居住要件の廃止(資格要件) ○特許料などの納付手続などに係る代理業務の開放 ○日本弁理士会への名称変更			○弁理士に関する情報の公表	○使命条項の創設 ○経済産業大臣による役員解任権の廃止
会則等 (主なもの)	○支所設置の解禁 ○標準報酬額規定の廃止			○指定修習機関としての日本弁理士会 ○弁理士ナビによる情報の公表	○チェーンズ・ウォール・ルールの明確化(弁理士倫理ガイドライン) ○役員制度の改正

	①平成12年 全部改正	②平成14年 一部改正	③平成17年 一部改正	④平成19年 一部改正	⑤平成26年 一部改正(未施行)
知財制度 関連の動き	○「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の公布、第19条に我が国で初めて「知的財産権」という文言が使用される(平成12年12月)	○小泉首相(当時)が「知的財産立国宣言」、「知的財産戦略会議」の開催(平成14年2月) ○「知的財産戦略大綱」の決定(7月) ○「知的財産基本法」の公布(12月) ○「知的財産戦略本部」の設置(平成15年3月)	○「知的財産高等裁判所」の設置(平成17年4月)		○弁理士法第1条「弁理士の使命」に「知的財産」、「知的財産権」の文言が使用される

## Column

### ■「知的財産権と使命条項」

20世紀の後半から知的財産を活用した物やサービスの取引が国境を越えて増加したことを受けて、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて知的財産権の保護が取り上げられ、平成7(1995)年にWTO設立協定付属書1CのTRIPS協定(知的所有権の貿易関連側面に関する協定)が発効した。このような知的財産のグローバル化に対応した動きとは裏腹に、我が国には依然として、「知的所有権」あるいは「知的財産権」という言葉が法律に現れることはなかった。

それから5年、情報通信の高度化に対応すべく、平成12(2000)年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(通称「IT基本法」)が公布されると、第19条(電子商取引等の促進)において、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。」という条項が設けられ、我が国の法律に初めて「知的財産権」という言葉が現れることとなる。

そして、この1年数か月後の平成14(2002)年2月には小泉首相(当時)が「知的財産立国宣言」を行い、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護、活用して我が国産業の国際競争力を強化することを国家目標とした。この宣言を受けて、直ちに「知的財産戦略会議」の設置、同年7月の「知的財産戦略大綱」策定、12月の「知的財産基本法」公布へと、我が国の知財政策の柱が据えられていくことになる。

当時、同時に進行していた司法制度改革は、平成13(2001)年6月に「司法制度改革審議会意見書」を公表し、その数ある改革の一つとして、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を掲げ、専門的処理態勢の強化を目的とする提言を行った。この動きと「知的財産戦略大綱」が、実質的な「特許裁判所」機能を創出するために必要な法案を提出するなど、強力に取り組んでいくことが必要であると提言したことを受けて、続く「知的財産推進計画」は、「知的財産高等裁判所」の創設を提言として盛り込むことになる。その成果は、平成17(2005)年4月に「知的財産高等裁判所」の設置として具体化し、我が国の知財制度改革のランドマークともいべきものとなった。

その他にも知財制度改革は、税関における分解検査制度の導入や医療行為と特許保護との関係の検討、特許審査のより一層の迅速化、知財人材育成総合戦略の策定、クールジャパン施策の推進、ACTAなど多方面において進められた。

だが、弁理士制度にとっては大きな課題が残されていた。知的財産制度の人的インフラの一翼を担う弁理士にとって、平成12(2000)年4月に公布された「弁理士法」には、「知的財産」、「知的財産権」という文言が一言も規定されていなかったことである。平成24(2012)年の調査研究事業から始まった3度目の弁理士制度見直しに際して、日本弁理士会は、知的財産という文言を用いて弁理士の使命を規定することを提案した。弁理士の不断の自己研鑽による一層の資質向上、日本弁理士会が研修の拡充をはじめとした自主的な取組を充実・強化することによって個々の弁理士の研鑽をサポートすること、この自主的な取組を促すためには、社会全体に弁理士の果たす社会的役割についての認識を深めていただくと共に、弁理士自身がその役割を自覚して自らの規律を高めていくことが必須であり、その根拠規定となる使命条項の存在が不可欠であった。

その結果、平成25(2013)年夏から始まった産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会は、「弁理士自身はもとより、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まるとともに、その使命が的確に果たされるべく、国内外の情勢を踏まえ、中小・ベンチャー企業、大学等を幅広く支援し、知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することが適切であると考えられる。」と結論するに至った。TRIPS協定の発効から約20年の歳月をかけて、弁理士法に「知的財産」、「知的財産権」という文言を用いた弁理士の使命が規定されることになったのである。